

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年3月19日
【会社名】	ワタベウェディング株式会社
【英訳名】	WATABE WEDDING CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 花房 伸晃
【本店の所在の場所】	京都市上京区烏丸通出水上る桜鶴門町361番地
【電話番号】	075（778）4111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 グループ管理本部長 鈴木 眞治
【最寄りの連絡場所】	京都市中京区御池通烏丸東入笹屋町435番地
【電話番号】	075（778）4111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 グループ管理本部長 鈴木 眞治
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,000,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	50,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 本有価証券届出書による新規発行株式（以下「本新株式」といいます。）の発行（以下「本件第三者割当」といいます。）は、2021年3月19日開催の当社取締役会決議によります。

なお、本件第三者割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、2021年5月27日開催予定の産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「本事業再生ADR手続」といいます。）の事業再生計画案の決議のための債権者会議において、当社が策定する事業再生計画案（以下「本事業再生計画案」といいます。）が本事業再生ADR手続の全対象債権者（以下「本対象債権者」といいます。）の合意により成立すること、並びに2021年5月28日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）における本件第三者割当に関連する議案及び発行可能株式総数の増加のための定款の一部変更に係る議案並びに下記（注）2に記載の本株式併合及びそれに伴う単元株式数の定め廃止に関する定款の一部変更に係る議案（以下「本臨時株主総会付議案」といいます。）の承認を条件としています。なお、本臨時株主総会による決議は、会社法第206条の2第4項の定める株主総会決議による承認を兼ねるものであります。

なお、発行可能株式総数の増加のための定款の一部変更は、本件第三者割当のうち本件第三者割当①（下記「2 株式募集の方法及び条件（1）募集の方法」で定義します。）に係る本新株式10,000,000株が発行されることを条件として、発行可能株式総数を6,000万株とする旨の定款変更（以下「定款変更(1)」）を行います。

- 2 当社は、「第3 第三者割当の場合の特記事項 7 株式併合等の予定の有無及び内容」に記載のとおり、本件第三者割当により割当予定先である興和株式会社（本店所在地：名古屋市中区錦三丁目6番29号、代表者：代表取締役社長 三輪芳弘。以下「割当予定先」といいます。）に本新株式（50,000,000株）が割り当てられた後、当社を割当予定先の完全子会社とするため（以下「本件完全子会社化取引」といいます。）、当社株式5,000,000株を1株に併合する株式併合（以下「本株式併合」といいます。）及び以下に掲げる取引を実施する予定であり、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数（会社法第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を割当予定先に売却することを予定しております。この場合の売却価格につきましては、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が所有する当社株式の数に、180円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。

なお、本株式併合及び本件完全子会社化取引に先立ち、株式会社千趣会（本店所在地：大阪市北区同心一丁目6番23号、代表者：代表取締役社長 梶原健司。以下「千趣会」）、株式会社寿泉（本店所在地：京都市北区上賀茂畔勝町61番地2、代表者：代表取締役 渡部エミ。以下「寿泉」）及び株式会社ディアーズ・ブレイン（本店所在地：東京都港区芝公園二丁目6番3号、代表者：代表取締役 小岸弘和。以下「ディアーズ・ブレイン」といいます。千趣会及び寿泉と併せて、以下「当社大株主」）は、本株式併合の効力発生日の5営業日前又は各当社大株主及び当社が別途合意する日に、それぞれ、本事業再生ADR手続において、本事業再生計画案が本対象債権者の同意により成立していること及び本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、その保有する当社株式2,003,166株、1,926,866株及び616,311株を当社に無償で譲渡すること（以下「本無償譲渡」といいます。）を、それぞれ当社及び割当予定先と合意しています（これは本無償譲渡により、当社大株主が本件完全子会社化取引を通じて受領する対価が本件公表前の当社大株主が保有する株式に1株当たり40円（本件第三者割当に係る払込価額と同額）を乗じた金額となるよう調整するものです。）。

本株式併合の内容については、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 7 株式併合等の予定の有無及び内容」をご参照ください。

- 3 本新株式の振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	—	—	—
その他の者に対する割当	50,000,000	2,000,000,000	1,000,000,000
一般募集	—	—	—
計（総発行株式）	50,000,000	2,000,000,000	1,000,000,000

- (注) 1 第三者割当の方法によります。なお、本件第三者割当は、本件第三者割当①（発行価額の総額400,000,000円）及び本件第三者割当②（発行価額の総額1,600,000,000円）により構成されます。本件第三者割当①及び本件第三者割当②は同時に実行されることが予定されており、一方のみが実行されることは想定されておりません。会社法第113条第3項によれば、当社のような公開会社が定款を変更して発行可能株式総数を増加する場合、当該定款の変更後の発行可能株式総数は、当該定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の4倍を超えることができないとされているところ、2020年12月31日現在の当社の発行済株式総数（9,909,400株）を前提とすれば、一度の定款変更で、本件第三者割当による本新株式の全部（50,000,000株）を発行するために必要な発行可能株式総数の増加を行うことはできません。そのため、本件第三者割当のうち本件第三者割当①に係る本新株式10,000,000株が発行されることを条件として、発行可能株式総数を6,000万株とする旨の定款変更(1)を行います。本件第三者割当②に係る本新株式40,000,000株の発行は、定款変更(1)の効力発生を条件として行われ、本件第三者割当①に係る本新株式10,000,000株の発行、定款変更(1)の効力発生及び本件第三者割当②に係る本新株式40,000,000株の発行は、全て同日に行われます。
- 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は、1,000,000,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
40	20	100株	2021年5月31日（月）	—	2021年5月31日（月）から 2021年8月31日（火）まで

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。割当予定先の概要については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。
- 2 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の金額であります。
- 3 申込み及び払込みの方法は、割当予定先との間で本新株式の総数引受契約を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。
- 4 払込期日までに、割当予定先との間で本新株式の総数引受契約を締結しない場合は、第三者割当による本新株式の発行は行われなことになります。
- 5 本新株式の発行は、金融商品取引法による届出の効力発生、本事業再生計画案が本対象債権者の合意により成立すること、本臨時株主総会における本臨時株主総会付議議案の承認、及び関連する競争当局の許認可等を条件としています。
- 6 本件第三者割当に関しては、2021年5月31日（月）から2021年8月31日（火）までを会社法上の払込期間として決議しており、当該払込期間を払込期日として記載しております。この期間を払込期間とした理由は、上記（注）5に記載のとおり、本新株式の発行は、本事業再生計画案が本対象債権者の合意により成立すること等を条件としており、かかる条件が成立するまでは割当予定先は払込みを行うことができず、また、本有価証券届出書提出日時点ではかかる条件の成立時期が確定できないためです。なお、上記にかかわらず、本日付で割当予定先と締結する出資契約（以下「本出資契約」といいます。）において、割当予定先との間では、原則として、2021年5月31日（月）に払込みを行うことを合意しています。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
ワタベウェディング株式会社 グループ管理本部	京都市中京区御池通烏丸東入笹屋町435番地

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 京都支店	京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町10番地

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,000,000,000	106,500,000	1,893,500,000

(注) 1 発行諸費用の概算額は、主に財務アドバイザー費用の他、弁護士費用、株主総会開催関連費用、登記関連費用及び株式価値算定費用の合計です。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

本新株式の発行によって調達する資金の額は、上記のとおり合計1,893,500,000円となる予定ですが、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、2020年12月期の当社グループの業績は、売上高19,678百万円（前年同一期間比61.1%減）、営業損失10,983百万円（前年同一期間営業利益629百万円）、経常損失11,075百万円（前年同一期間経常利益886百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失11,738百万円（前年同一期間親会社株主に帰属する当期純利益208百万円）となるとともに、連結純資産につきましては、2019年12月期末より12,002百万円減少し、863百万円の債務超過となる等、当社は極めて厳しい財政状態・経営状況に直面しております。

このような中、新型コロナウイルス感染症の収束時期は予測困難であり、当社の業績の回復・改善には一定期間を要するものと考えております。このような先行き不透明な状況に鑑み、調達資金の全てを、2021年5月末から2022年12月の間、賃料・人件費等、事業推進に係る運転資金に充当します。

なお、調達資金につきましては、支出までの期間は銀行預金等にて適切に管理する予定です。また、本事業再生ADR手続の中で策定する本事業再生計画において上記の資金使途の内容、具体的な内訳及び支出時期が確定又は変更となった場合、その内容を速やかに開示いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	興和株式会社
	本店所在地	名古屋市中区錦三丁目6番29号
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第114期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日） 2020年6月29日 東海財務局長に提出 半期報告書 第115期中（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日） 2020年12月11日 東海財務局長に提出
b. 当社と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

(1) 本件第三者割当に至る経緯

ア. 当社の財務状況及び大規模な資本性資金の調達必要性

近年、ブライダル市場は少子化に伴う婚姻組数の減少や価値観の多様化による結婚式実施率の低下等により事業環境が厳しさを増していましたが、2020年12月期における当社グループをとりまく経営環境は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、世界的に経済活動が停滞し、企業収益の低下や雇用情勢の悪化が急速に進みました。当社の主たる事業であるブライダル業界におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大により、多くの婚礼が延期やキャンセルとなる等、業界全体に深刻な影響を及ぼしており、大変厳しい状況となっています。

当社の「リゾート挙式」においては、新型コロナウイルス感染症拡大による世界各国での出入国規制や渡航制限の影響を受け、2020年2月後半以降、当社が取扱う海外ウェディング実行エリアの全挙式施設の催行が不能となりました。沖縄においては、同年4月の緊急事態宣言発令期間中は挙式運営を一時休止したものの、同年6月からの稼働再開後は徐々に回復傾向へと向かいました。しかしながら、感染症再拡大によりその勢いも鈍化し、多くの挙式が延期及びキャンセルとなりました。また、「ホテル・国内挙式」におきましては、ホテル雅叙園東京、メルパルクともに、2020年4月の緊急事態宣言発令期間中は、施設毎に休業及び一部営業自粛等の対応を実施いたしました。宣言解除後、婚礼においては一組当たりの列席人数が減少したものの、実行件数は徐々に回復基調へと向かいました。また、宿泊・レストラン等の館内施設の利用については、国内需要をターゲットとした営業施策を展開し、GO TOキャンペーン政策の追い風もあり一時回復をみせるものの、2020年末の感染症再拡大の影響を受け、再び低迷いたしました。

このような状況を受けて、当社では役員報酬の減額をはじめとした人件費や広告宣伝費の抑制、賃料減額交渉等、様々な費用削減対策を実施いたしました。また、このような厳しい経営環境が一定期間続くことを想定し、2020年6月に、コロナ禍へ迅速な対応とコロナ収束後の収益回復に備えるため「WATABE Sustainable Plan」を策定し、当社グループ全体で更なる対策を推進いたしました。運営効率化や固定費削減を図るべく、一部のリゾート挙式販売店並びに海外エリアの閉鎖・休眠・譲渡の実施、また、それら施策に伴う人員構成の最適化として希望退職の募集を行いました。さらに、お取引金融機関からの借入れや自社保有資産の売却を実施し、手元流動性確保に努める等、経営安定化に資する財務政策を進めました。

こうした施策にもかかわらず、2020年12月期の当社グループの業績は、売上高19,678百万円（前年同一期間比61.1%減）、営業損失10,983百万円（前年同一期間営業利益629百万円）、経常損失11,075百万円（前年同一期間経常利益886百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失11,738百万円（前年同一期間親会社株主に帰属する当期純利益208百万円）となりました。また、連結純資産につきましては、2019年12月期末より12,002百万円減少し、863百万円の債務超過となりました。新型コロナウイルス感染症の収束時期は引き続き不透明であり、今後の営業収益及び財務に及ぼす影響の程度や期間について不確実性があることから、2020年12月末時点において、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる状況にあります。

こうした状況の中、当社は、2020年2月末時点において現預金を約4,360百万円有していましたが、業績の急激な落込みによる資金ショートを回避すべく、2020年4月21日付「資金の借入に関するお知らせ」で開示しておりますとおり、2020年4月下旬に株式会社三菱UFJ銀行、株式会社京都銀行、その他3行のお取引金融機関より、合計13,000百万円の短期借入れによる融資を受けました。その結果、当社グループの現預金額は同月

末時点で15,463百万円に増加し、当面の資金繰り懸念は解消された一方で、2020年4月末時点で借入金総額は2020年2月末比約224%増加し、約18,800百万円となりました。

その後、当該借入れについては、約定に従った金融債務の支払いを続けてきましたが、2021年1月7日の緊急事態宣言再発出や、海外への渡航制限の継続、2021年2月15日付「2020年12月期決算短信〔日本基準〕（連結）」において2020年12月末現在の連結債務超過を公表したことによるお客様からの予約数の減少やキャンセル等により、当社の売上は急激に悪化し、2020年12月末現在で9,193百万円であった当社の現預金残高は、2021年2月末時点で約6,094百万円までに落ち込みました。

これにより、足元の状況においては2021年3月末日に弁済期限が到来する借入金合計11,300百万円について、約定通りに弁済することが困難になるとともに、お取引金融機関からそれらの返済を猶予いただくことも困難になるおそれがあります。そのため、大規模な資本調達を早期に実現できない場合には、当社の足下の資金繰りは困窮し、株式価値が著しく毀損する事態となり得る状況にあります。

イ. スポンサー選定の経緯

上記のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大による悪影響と不確実性や当社をとりまく厳しい経営環境を踏まえ、当社は、第三者からの支援を前提としない「WATABE Sustainable Plan」を策定した上で、2020年8月以降、経営状況改善のための各種施策を実行してきました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて大幅な債務超過となるおそれが生じたことから、早急に資本増強を行う必要があると判断し、2020年11月頃から、50億円規模の増資の引受けに関しスポンサー候補へのコンタクトを開始することとしました。当社をとりまく不確実性と厳しい経営環境に照らし、このように当社の時価総額（2020年12月末時点で約28億円）を大きく上回る規模の多額の資本性資金の出資に、当社が希望する時間軸で応じられるスポンサーの選定は相当程度困難であると見込まれました。そのため、当社は、フィナンシャル・アドバイザーとして株式会社KPMG FAS（以下「KPMG FAS」といいます。）を起用し、同社を通じて、2020年11月以降、当社事業に関する理解を有しかつ事業面でのシナジーを期待できる事業会社を中心に21社に当社へのスポンサー支援を打診しました。ところが、同年11月下旬頃から新型コロナウイルス感染症の国内新規感染者数が急増し、当社をとりまく経営環境の悪化を受け、一次的な意向表明に至ったのは事業会社2社のみに留まり、それらの候補者による検討の継続も困難となる可能性を認識しました。そこで、2020年12月以降、KPMG FASを通じて、追加的に金融投資家等30社にも当社に対するスポンサー支援の検討を依頼しました。その後、2021年1月7日に再度の緊急事態宣言が発出されたことにより国内事業の足下の業績に予想以上の下振れが発生し、ほとんどのスポンサー候補から、検討継続が困難である旨の回答が寄せられました。以上のような度重なる状況の悪化はあったものの、2021年2月初旬に割当予定先から、具体的な内容を伴い、かつ、法的拘束力のある最終意向表明書を受領しました。一方で、割当予定先の他に、当社が必要とする時間軸での資本増強とお取引金融機関からの当社支援に対する合意形成を実現可能とするスポンサー支援について、具体性を伴った提案を行った候補者はありませんでした。

割当予定先が提出した当該最終意向表明で示された提案概要は以下のとおりでした。

- ・総額20億円の普通株式発行（1株当たり払込金額140円）による第三者割当増資、及び1株当たり払込金額と同額の1株当たり対価による株式併合を利用したスクイーズアウトによる完全子会社化
- ・かかる第三者割当増資及びスクイーズアウトを行う前提条件として、既存のお取引金融機関からの既存借入れについての債務免除、及び債務免除後の債務残高の長期借入れへの転換
- ・完全子会社化後の割当予定先による債務免除後の債務残高に対する債務保証、及び追加運転資金の需要が生じた場合の資金繰り維持

かかる最終意向表明を受けて、当社は、2021年2月中旬から、割当予定先との間で当社に対するスポンサー支援に関する具体的な協議を開始しました。

割当予定先である興和グループは、1894年の創業以来、その120年を越える歴史の中で、「堅実なモノづくりの精神」と「常に時代の変化をとらえチャレンジする進取の精神」を両輪として発展を続けており、医薬事業、産業関連事業、生活関連事業、環境・省エネ事業、不動産事業、ホテル事業及び食品事業の各事業分野で、ライフスタイルの変化をとらえ、人々が健康を楽しんで暮らしていくことをテーマにした商品開発や、省エネ技術の追求、そしてまた地球環境にやさしい製品作りを力強く推進している企業です。特に、ホテル事業では、ハワイにおいて海外マーケットに向けたフラッグシップとなるラグジュアリーコンセプトブランド第1号施設となる「ESPACIO THE JEWEL OF WAIKIKI」をオープンし、国内では、より一層ホスピタリティの高いサービスの提供に努めるとともに、ラグジュアリービジネスへの参入及びブランディング戦略の基礎を固め、運営体制の確立を進める等の事業展開を行っています。

割当予定先は、本件第三者割当による当社への出資を通じて総額20億円という規模の資金提供を実施する意向を表明するとともに、新型コロナウイルス感染症が再拡大し、年明けの緊急事態宣言再発出に至り、海外への渡航制限の継続や、GO TOキャンペーンの中断、外出自粛要請が継続するという当社のとりまく厳しい経営環境や不確実性が存在する中、本件完全子会社化取引後の割当予定先による債務免除後の債務残高に対する債務保証、及び追加運転資金の需要が生じた場合の資金繰り維持を含む、資金・資本面の支援についての具体的

な提案をしました。加えて、割当予定先が当社グループの早期の経営改善及び中長期的な視野に立った成長の実現に向けて当社グループと協力して取り組む強い意向を表明する等、上記の当社をとりまく状況を踏まえたスポンサー選定において重要と考えられる考慮要素に照らして、当社は割当予定先が最適のスポンサー候補であると判断しました。

一方、上記のスポンサー選定の過程において、割当予定先以外の事業会社及び金融投資家から、当社が必要とする時間軸で、多額の将来期間損失等も踏まえた資本増強とそれに伴う信用不安の払しょく、お取引金融機関からの当社支援に対する合意形成を実現可能とする支援策についての具体的な提案は得られませんでした。

当社は、2020年12月期末において863百万円の連結債務超過となるとともに、今後も多額の損失計上が続くことが予想され、2021年3月末日に弁済期限が到来する借入金合計11,300百万円について、約定通りに弁済することが困難になるとともに、お取引金融機関からそれらの返済を猶予いただくことも困難になるおそれがある中で、このタイミングで割当予定先に対する本件第三者割当の実施を決定することが、当社のとり得る唯一かつ最善の策であると判断いたしました。

ウ. 当社の非公開化を前提とする割当予定先からの最終提案に至った経緯

上記のスポンサー選定の過程において、当社は、割当予定先からのデュー・ディリジェンスを受けつつ、当社に対するスポンサー支援の具体的な内容についての協議を続けましたが、割当予定先は、上記提案を行うにあたって、当社の事業の再生のために必要な資金を供給しつつ、当社の株主の皆様にもご納得いただける方法を真摯に検討したとのこと。割当予定先としては、デュー・ディリジェンスの結果として当社にとって厳しく、不透明な事業環境が続く中、一刻も早く本件のクロージングを目指すことが、当社のブランド力をはじめとする強みを維持し、企業価値の毀損を食い止め、新型コロナウイルス感染症の影響が解消した後を見据えた事業改革を推し進める上で重要であると考えているに至ったとのこと。

さらに、当社の時価総額に比してこのような大規模な資本注入を行う前提としては、割当予定先としては、当社をとりまく厳しい経営環境や不確実性に照らして、当社を非公開化して迅速かつ抜本的な改革を行う体制を確保することが必要不可欠と考えているとのこと。具体的には、割当予定先は、同社が運営する各ホテルにおける婚礼事業の協業、高級路線を想定したブランド戦略の相互協力、同社所有の様々な富裕層向けコンテンツを用いた新婚礼プランの造成、当社が運営する目黒雅叙園と同社が運営する各ホテル間の相互送客、ホノルルでの婚礼ゲストに対する同社所有ホテル内のスパやレストランのサービス提供、同社グループの商社機能を活用した諸物資の調達等を想定しており、事業面での大きなシナジー効果が期待でき、本件取引は、中長期的な視点で両社の発展を可能とする機会であると考えているとのこと。

また、割当予定先としては、上場を維持した上で大規模な増資では、当社の少数株主の保有株式は大幅に希薄化されるのみであり、かつその後の事業改革は、中長期的には当社事業の改善に資すると考えているものの、新型コロナウイルス感染症の影響が当面の間継続することが見込まれる中で、今後も多額の損失計上が続くことが予想される状況においては、当社が上場を維持したまま上記の施策を実施し、少数株主を更なるリスクにさらすことは適切ではなく、当社の少数株主に対して合理的な対価を支払った上で、当社を非公開化することが当社の少数株主の利益にも資すると考えたとのこと。

特に、割当予定先としては、既に当社が債務超過に陥っており、かつ、2021年3月末日に弁済期限が到来する借入金について、約定通りに弁済することが困難になるとともに、お取引金融機関からそれらの返済を猶予いただくことも困難になるおそれがあり、下記エ. 記載のとおり、本事業再生ADR手続において本対象債権者に対して多額の将来期間損失等も踏まえた相当額の債務免除の合意等をお願いする中、当社の現在及び将来のキャッシュ・フローや足下の資金繰りの状況や新型コロナウイルス感染症に起因する不確実性を踏まえると、当社の実勢の株式価値は市場価格に比して著しく低く、かつ仮に大規模な資金注入が早期に実行されなければ、当社の足下の資金繰りは極めて困窮することになるため、この段階で、少数株主に対して本件第三者割当における本新株式の払込金額に対してプレミアムを付した金額を支払うことは、少数株主に対しても救済策となるものであると考えたとのこと。

エ. 債務免除の要請及び本事業再生ADR手続の正式申込

上記のとおり、割当予定先による当社に対するスポンサー支援を実行する前提として、2020年12月末時点で当社が債務超過に陥っており、かつ、2021年3月末日に弁済期限が到来する借入金について、約定通りに弁済することが困難になるとともに、お取引金融機関からそれらの返済を猶予いただくことも困難になるおそれがあることを踏まえ、割当予定先からは、本出資契約の締結・公表と同時に本事業再生ADR手続の正式申込み・公表を行うこと及び本件第三者割当に係る払込みの条件として本対象債権者による債務免除の合意等を含む本事業再生計画案を成立させることが求められました。そのため、事業構造を抜本的に見直し、事業再生に向けた収益体質の強化と財務体質の改善を早急に図るとともに、かかる債務免除にご同意いただくべく、当社は、本日付「事業再生ADR手続の正式申込及び受理に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、事業再生ADR手続の取扱事業者である事業再生実務家協会に対し、事業再生ADR手続利用についての正式な申込みを行い、本日受理されるとともに全お取引金融機関に対して「一時停止の通知書」を送付しました。この「一時停止の通知書」の送付により、本対象債権者に対する借入金について、本対象債権者による個別の権利行使を控えて

いただく効果が伴います。また、当該一時停止を2021年4月5日開催予定の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の概要説明のための債権者会議（第1回債権者会議）で本対象債権者に同意（追認）いただいた場合には、2021年5月27日に開催予定の事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）までの間、返済を猶予いただくこととなります。

このように今後、当社は、本事業再生ADR手続において、全ての本対象債権者の出席の下、同手続に基づく事業再生計画案の概要説明のための債権者会議（第1回債権者会議）を2021年4月5日に開催し、全ての本対象債権者の皆様から「一時停止の通知書」について同意（追認）を得るとともに一時停止の期間を事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時（会議が延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含みます。）まで延長することにつきご了承をいただく予定です。その後、2021年4月26日に事業再生計画案の協議のための債権者会議（第2回債権者会議）を開催し、本対象債権者に対して本事業再生計画案の具体的な内容についてご説明し、2021年5月27日に開催予定の事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）において、本対象債権者の合意による本事業再生計画の成立を目指してまいります。本事業再生計画の概要は以下のとおりであり、今後、第2回債権者会議において対象債権者となる全お取引金融機関に対しては相当額の債務免除等にご同意いただくことを要請する予定です。

このように、当社は、本事業再生ADR手続の成立を目指しているものの、本事業再生ADR手続の成立には、全のお取引金融機関が事業再生計画案に同意いただく必要があります。かかる事業再生計画案の策定に向けて、引き続き、お取引金融機関からのご支援をいただきつつ、協議を継続してまいります。

なお、本事業再生ADR手続は、お取引金融機関のみを対象に進められる手続ですので、当社グループで挙式や婚礼・宿泊・宴会利用等のご予約をいただいているお客様や現在当社グループとお取引をいただいている一般のお取引先の皆様に影響を及ぼすものではなく、従来どおりのサービス提供を継続してまいります。

（本事業再生計画案の概要）

・本件第三者割当及び本件完全子会社化取引

- ① 当社は割当予定先に対して本件第三者割当を実施する。
- ② 本件第三者割当の完了後、本株式併合の効力発生に先立ち、当社は当社大株主からその所有する当社の普通株式の一部を無償で譲り受ける（無償譲渡の対象となる株式数は、本株式併合の効力発生前時点において当社大株主が所有する当社の普通株式の数に180分の140を乗じた数（但し、1株未満の端数は切り捨てる。）とする。）。
- ③ 本件第三者割当の完了後、当社は5,000,000株を1株に併合する本株式併合を実施する。
- ④ 本株式併合の完了後、当社は裁判所の許可を得た上で1株未満の端数の合計数（1株に満たない端数は切り捨てる。）に相当する数の株式を割当予定先に売却し、得られた代金を端数所有者に分配する。

・債権放棄

本対象債権者は、当社による本対象債権者からの借入金185億円（2020年12月末時点連結精算表残高）

（以下「対象借入債務」といいます。）の一部について債権放棄を行う（なお、本事業再生計画案において要請する債権放棄額は、本事業再生計画案が成立した場合には、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第601条第1項第7号に定める上場廃止基準に該当する水準となることが想定されます。当該債権放棄の具体的な要請額は2021年4月26日開催予定の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の協議のための債権者会議（第2回債権者会議）開催後速やかに開示する予定です。）。

・残債務の弁済計画

本対象債権者は、上記の債権放棄後の対象借入債務の残高について、弁済を一定期間猶予する。

・残債務の保証

割当予定先は、本対象債権者に対して本出資契約の締結日以降速やかに（遅くとも本事業再生ADR手続における事業再生計画案の決議のための債権者会議の前に）、本融資変更契約（下記カ. (a)で定義します。）の締結及び本件第三者割当の実行完了を条件として上記の債権放棄後の対象借入債務の残高について連帯保証を行う旨の保証書を差し入れる。

・資金繰り支援

割当予定先は、本件第三者割当の実行完了後、当社の資金需要が生じた際には、その責任において当社の資金繰りを支援する。

オ. 本件第三者割当が当社及び当社の株主の皆様にとって最善の策であるとの判断に至った理由

上記イ. の割当予定先からの最終提案は、当社の既存株式の大幅な希薄化のみならず、当社の非公開化も含むものであり、当社の株主の皆様にも重大な影響を与えるものであったため、当社としても慎重な検討を行いました。

まず、当社は、割当予定先の最終提案に先立ち、フィナンシャル・アドバイザーであるKPMG FASを通じて、割当予定先以外の複数のスポンサー候補とも接触し、当社に対する支援の可能性について協議しましたが、割当予定先のほかに、当社が必要とする時間軸で、多額の将来期間損失等も踏まえた資本増強とそれに伴う信用不安の払しょく、お取引金融機関からの当社支援に対する合意形成を実現可能とする支援策の提案はなく、これらのスポンサー候補による支援をさらに検討することはできないとの判断に至りました。また、割当予定先は、当社との協業の可能性等に関する協議や同社の営むホスピタリティ事業を踏まえて当社事業に対する深い理解を有しており、当社グループの早期の経営改善及び中長期的な視野に立った成長の実現に向けて真摯に分析・協議を行い、上記イ. に記載されるような具体的な支援策の提案を行っており、資金面においては当社に対する出資と少数株主への皆様に対する合理的な対価の支払い、本件完全子会社化取引後の債務免除後の債務残高に対する債務保証、及び追加運転資金の需要が生じた場合の資金繰り維持を提案するのみならず、事業面においても、当社の企業価値を向上させるパートナーとして、他のスポンサー候補よりも優れていました。

また、経営改善施策の検討を進める過程で、割当予定先は、そのホテル事業での経験を通じて、当社が営むホスピタリティ事業に対する深い理解を有しており、当社グループの早期の経営改善及び中長期的な視野に立った成長の実現に向けて当社グループと協力して取り組む強い意向を表明したことで、最善の支援先であると判断しました。なお、より詳細な施策の内容については、本件完全子会社化取引の実施後、割当予定先とも協議のうえ最終的に決定し、実行してまいります。

かかる観点から検討した結果、当社は、上記イ. の割当予定先からの最終提案の前提となる考え方は、当社の中長期的な成長を実現するために現実的かつ具体的な方向性を示すものとして当社の上記の考え方と整合していると判断しました。

具体的には、割当予定先の指摘する総額20億円規模の資金注入の必要性については、既に当社が債務超過に陥っており、かつ、2021年3月末日に弁済期限が到来する借入金について、約定通りに弁済することが困難になるとともに、お取引金融機関からそれらの返済を猶予いただくことも困難になるおそれがある中で、上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」記載の使途に充当する必要がある、当社としても必要不可欠と考えるものでした。そして、割当予定先の意向にもあるとおり、当社にとって厳しく、不透明な事業環境が続く中、一刻も早く本件のクロージングを目指すことが、当社のブランド力をはじめとする強みを維持し、企業価値の毀損を食い止め、新型コロナウイルス感染症の影響が解消した後を見据えた事業改革を推し進めることは、当社としても不可欠と考えるものであり、こうした抜本的な事業改革を行う上での様々な施策の実行のためには、新型コロナウイルス感染症の影響が当面の間継続することが見込まれる中で、今後も多額の損失計上が続くことが予想される状況においては、当社が上場を維持したまま上記の施策を実施し、少数株主を更なるリスクにさらすことは適切ではないと考えました。そのため、当社は、上場を維持したまま当社グループの事業継続及び中長期的な成長の実現のために必要な資金を調達し、大規模な経営改善施策を短期間に行うことは難しいと考えるに至り、当社の少数株主の皆様に対して合理的な対価を支払うとともに、当社株式の上場を廃止した上で、事業改革を行わざるを得ないと考えに至りました。割当予定先の最終提案にある、本株式併合に伴う端数処理により当社の少数株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭の額については、下記「3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載のとおり、当社としても相当であると判断しており、当社の非公開化に際して少数株主の皆様へ支払われる対価として合理的であると考えています。

以上のような検討及び協議の結果、調達金額の規模、実施可能時期・実現可能性、資金調達後の安定的な事業継続等の観点から、割当予定先の提案内容のほかに実現可能な支援策の提案は存在せず、当社は、上記イ. の割当予定先からの提案を受け入れ、割当予定先に対する第三者割当の方法により、総額20億円の出資を受けるとともに、本株式併合を通じて当社を割当予定先の完全子会社とすること（本件完全子会社化取引）により割当予定先と当社が一体となって、柔軟かつ機動的に経営戦略を推進することが、当社グループの事業継続及び中長期的な成長に最も資するとともに、当社の少数株主の皆様を更なるリスクにさらす事態を避けることにつながると考えられることから、最善の選択肢であるとの最終的な判断に至りました。また、割当予定先からは、本件完全子会社化取引後は、当社の完全親会社として、中長期的な視野に立った成長の実現に向けて当社グループと協力して取り組む強い意向の表明を受けており、割当予定先は最善のスポンサー候補であると考えています。

以上の観点から、当社は、当社の資金面及び事業面の双方の支援の観点から、割当予定先からの最終提案が当社の企業価値向上のためには最善の策であり、かつ、当社の現状に鑑みると、当社の株主の皆様にとっても最善の策であると考えています。

カ. 割当予定先と締結した出資契約の概要

当社と割当予定先との間では、本件第三者割当及び本件完全子会社化取引の実施に関し、本日付で割当予定先との間で出資契約（以下「本出資契約」といいます。）を締結することを合意しており、その概要は以下のとおりであります。

(a) 当社の遵守事項

- ・本出資契約の締結日において、一般社団法人事業再生実務家協会に対し、本事業再生ADR手続の正式申込を行うこと。
- ・本事業再生ADR手続に関して、割当予定先の協力及び関与のもとで、本事業再生計画案を策定したうえで、本事業再生計画案について、2021年5月27日までに、本対象債権者の同意により決議が成立するよう最大限努力すること。
- ・本事業再生ADR手続が成立した後速やかに、本事業再生計画案の内容及び、当社及び本対象債権者との間で、残存する借入金残高の条件変更に係る契約（割当予定先が合理的に満足する内容であることを要する。）（以下「本融資変更契約」という。）を締結すること。
- ・本臨時株主総会において、本臨時株主総会付議議案を目的事項として上程し、本臨時株主総会付議議案が原案どおり承認されるよう合理的な範囲で最大限努力すること。
- ・本出資契約の締結日から本株式併合の効力発生日までの間、(i)本出資契約及び本事業再生計画案において企図される事項、(ii)割当予定先が事前に承諾した事項（割当予定先はかかる承諾を不合理に拒絶、留保又は遅延してはならない。）、(iii)法令等により要請される事項を除き、(a)本出資契約の締結日以前と実質的に同一かつ通常の業務遂行の範囲内で、当社グループの事業を管理、運営し、(b)当社グループとして、本出資契約に掲げる一定の重要な行為又はその決定を行わないこと。
- ・本出資契約の締結後速やかに、当社大株主（なお、当社大株主の所有する当社の普通株式に担保権が設定されている場合は、当該担保権に係る担保権者を含み、以下「当社大株主等」といいます。）から、本件第三者割当、本株式併合及び本件完全子会社化取引の実施について同意（本臨時株主総会において、本臨時株主総会付議議案に賛成することへの同意を含む。）を取得するよう合理的に努力すること。

(b) 割当予定先の遵守事項

- ・本事業再生ADR手続に関して、本事業再生計画案の策定及び決議の成立に向けて、最大限協力すること。
- ・本出資契約の締結日以降速やかに（遅くとも本事業再生ADR手続における事業再生計画案の決議のための債権者会議の前に）、本対象債権者に対して、本対象債権者による債権放棄後の当社の残存債務に対する連帯保証に係る保証書を差し入れること。

(c) 当社による本件第三者割当の実施の主な前提条件

- ・本事業再生ADR手続において、本事業再生計画案が本対象債権者の同意により成立していること。
- ・本事業再生ADR手続が成立した後速やかに、本事業再生計画案の内容及び、当社と本対象債権者との間で、本融資変更契約が締結されていること。
- ・本臨時株主総会において、本臨時株主総会付議議案が全て適法に原案どおり承認可決されていること。

(d) 割当予定先による本件第三者割当に係る引受及び払込義務の主な前提条件

- ・本事業再生ADR手続において、本事業再生計画案が本対象債権者の同意により成立していること。
- ・本事業再生ADR手続が成立した後速やかに、本事業再生計画案の内容及び、当社と本対象債権者との間で、本融資変更契約が締結されていること。
- ・本臨時株主総会において、本臨時株主総会付議議案が全て適法に原案どおり承認可決されていること。
- ・当社大株主等から本件第三者割当、本無償譲渡、本株式併合及び本件完全子会社化取引の実施に係る同意が取得されていること。
- ・本出資契約の締結日以降、本件第三者割当の払込実行日までの間に、以下の事由（但し、重大な悪影響を及ぼさない程度のものを除く。）がいずれも発生していないこと。

- ① 戦争、テロ、天災地変又は疫病（新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を除く。）の世界的な流行。
- ② 海外渡航が2022年1月以降も解禁されないことが事実となったこと。
- ③ 当社が賃借している特定の物件に係る建物賃貸借契約について、解除その他の事由により終了すること又は契約期間満了時に再契約がなされないことが事実となったこと。

なお、本出資契約においては、本臨時株主総会付議議案が本臨時株主総会において承認されなかったとき、及び、割当予定先による本件第三者割当に係る引受及び払込義務の前提条件が充足しないことが事実となったときには、割当予定先が本出資契約を解除することができる旨が定められています。また、本臨時株主総会付議議案が本臨時株主総会において承認されなかったとき、及び、本出資契約に定める当社による本件第三者割当の実施に係る前提条件が充足しないことが事実となったときには、当社は本出資契約を解除することができる旨が定められています。

キ. 大株主との合意

当社大株主である千趣会、寿泉及びディアーズ・ブレインは、それぞれ、2021年3月19日付で、当社及び割当予定先との間で、本件第三者割当、本株式併合、本無償譲渡及び本件完全子会社化取引の実施に関し、以下の事項を合意しています。

（各当社大株主との合意事項）

- ・ 本件完全子会社化取引の実施について同意し、本件完全子会社化取引の実現に向けて合理的な範囲で割当予定先及び当社に協力すること。
- ・ 本臨時株主総会において、本臨時株主総会議案に賛成し、本臨時株主総会の5営業日前までに、当社に対して、本臨時株主総会議案に賛成する旨を明記した議決権行使書面又は委任状を交付すること。
- ・ 千趣会、寿泉及びディアーズ・ブレインは、本株式併合の効力発生日の5営業日前又は各当社大株主及び当社が別途合意する日に、それぞれ、本事業再生ADR手続において、本事業再生計画案が本対象債権者の同意により成立していること及び本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、その保有する当社株式2,003,166株、1,926,866株及び616,311株を当社に無償で譲渡すること。

ク. 本件第三者割当、本件完全子会社化取引及び本事業再生ADR手続に関する留意事項

前述のとおり、当社は継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると認識せざるをえない状況となっており、本事業再生ADR手続において本事業再生計画が成立しない場合若しくは本事業再生ADR手続が上記の予定どおりに進行しない場合、本臨時株主総会で本件第三者割当及び本件完全子会社化取引に係る議案のご承認がいただけない場合、又は、割当予定先と締結した本出資契約に定める本件第三者割当及び本件完全子会社化取引の実施の前提条件が充足されない場合に、割当予定先からのスポンサー支援及びお取引金融機関による債務免除の合意等をいただけないときには、当社の事業の継続は極めて困難になる可能性があります。

また、本事業再生計画案において要請する予定の債権放棄額は、本事業再生計画案が成立した場合には、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第601条第1項第7号に定める上場廃止基準に該当する水準となることが想定されます。

(2) 本件第三者割当を選択した理由

当社は、本件第三者割当の実施を決定するまでに、様々な資金調達のための手法について比較検討を行いました。その際、上記「(1) 本件第三者割当に至る経緯」記載の当社の資金需要を踏まえれば、当社が希望する時間軸での必要金額の調達が確実に見込まれることが最も重要な考慮要素と考えました。

この点、例えば、公募増資による普通株式の発行については、2021年2月15日付「2020年12月期決算短信〔日本基準〕（連結）」にて公表のとおり、当社の2020年12月期連結財務諸表の注記には「継続企業の前提に関する注記」を記載しており、証券会社の引受けにより行われる公募増資の実施はそもそも困難と判断しました。また、ライツオフアリング・株主割当についても、株価動向等を踏まえた割当株主の判断により、新株予約権が必ずしも全て行使されるとは限らず、また、株主割当に全て応じていただけるとも限らないため、最終的な資金調達金額が不確実であり、確実性をもって必要金額を調達する必要がある当社にとっては現時点における適切な選択肢ではないと判断しました。

これに対して、第三者割当増資は、必要金額の調達の確実性が最も高く、適切なスポンサーが選定できれば、当社にとって適切な選択肢になり得ると考え、上記「(1) 本件第三者割当に至る経緯」記載のとおり、フィナンシャル・アドバイザーであるKPMG FASを通じたスポンサー選定手続の結果として、当社にとって最も望ましいと考えられる条件を提示した先である割当予定先との間で本件第三者割当について協議を開始しました。その後、割当予定先からの提案内容を踏まえつつ、当社と割当予定先との間で最適な出資規模・形態について協議及び交渉を行う一方で、当社にとってより有利な条件での資金調達の可能性を求めて、その他の複数のスポンサー候補との間でも出資等を通じた資金提供を含む支援の可能性についての検討を続けた結果、割当予定先に対する第三者割当の方法による本新株式の発行により、総額20億円の出資を受けることが、現時点で当社がとり得る最良の選択肢であるとの判断に至りました。

なお、金融機関からの追加借入れによる資金調達やその他の資本支援の可能性も検討しましたが、既に当社が債務超過に陥っており、今後も多額の損失計上が続くことが予想され、かつ、2021年3月末日に弁済期限が到来する借入金について、約定通りに弁済することが困難になるとともに、お取引金融機関からそれらの返済を猶予いただくことも困難になるおそれがある中で、スポンサーからの資金提供等により当社が抱える事業・財務面での課題の早期かつ抜本的な解決を図り、本事業再生ADR手続において本対象債権者より債務免除を含む本事業再生計画にご同意いただくことを最優先すべきであり、現時点では、金融機関からの追加借入れによる資金調達やその他の資本支援は当社にとって現実的又は利用可能な選択肢ではなく、当社をとりまく状況の解決に繋がるものではないと判断しました。

本件第三者割当により割当予定先に対して本新株式が割り当てられた場合、割当予定先が有することとなる議決権数は500,000個であり、その場合の当社の総議決権数（2020年12月31日現在の当社の総議決権数（99,058

個)に当該議決権数を加えた数である599,058個)に対する割合は83.46%となり、割当予定先は、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当します。この点に関して、本日開催の取締役会において、当社の監査役4名（4名とも社外監査役）は、当社の現在の財務状態と資金繰りを含めた今後の見通しを踏まえると、割当予定先に対する本件第三者割当によって資本調達を行い、本件完全子会社化取引を通じたスポンサー支援を受けることは、現在の当社の存亡にかかわる取引であると考えられ、本件第三者割当の払込金額及び本件株式併合に伴う端数処理を通じて当社の少数株主に支払われる金額は、本件完全子会社化取引を通じたスポンサー支援を受けるために取引金融機関から相当額の債務免除等の合意を得る必要がある状況に照らし、株式会社赤坂国際会計から当社宛に提出された2021年3月19日付「株式価値算定書」に記載されている当社株式の株式価値の算定結果及び同じく株式会社赤坂国際会計から当社宛に提出された2021年3月19日付「払込金額等の公正性に関する意見書」に記載されている意見の内容を踏まえて当社取締役会において決定されていることから、相当であると認められ、これらの点に鑑みると、本件完全子会社化取引を通じたスポンサー支援は、当社にとって必要かつ相当な取引であると認められ、また、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当する割当予定先に対する本件第三者割当には合理性が認められる旨の意見を表明しています。なお、取締役会の判断と異なる社外取締役の意見はありません。

d. 割り当てようとする株式の数

50,000,000株

e. 株券等の保有方針

割当予定先からは、本件第三者割当後及び本件完全子会社化取引後は、当社の完全親会社として、中長期的な視野に立った成長の実現に向けて当社グループと協力して取り組む強い意向の表明を受けており、現時点においては、本件第三者割当により割り当てる本新株式について中長期的に保有する意向であることを口頭で確認しています。

なお、当社は割当予定先に対して、払込期日から2年以内に割当予定先が本件第三者割当により取得した本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が2020年6月29日付で東海財務局長宛に提出した2020年3月期有価証券報告書における連結貸借対照表及び2020年12月11日付で東海財務局長宛に提出した2021年3月期半期報告書における中間連結貸借対照表により、同社が本新株式発行に係る払込みに要する十分な現預金を保有していることを確認するとともに、割当予定先からは、2021年3月1日に、本新株式発行に係る払込みに要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受けております。また、当社は、本出資契約において、割当予定先による払込みに要する資金の確保に関する一定の表明保証を受けています。

したがって、当社は、割当予定先による本新株式発行に係る払込みに要する資金の確保状況について問題はないものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主な出資者が反社会的勢力であるか否か、及び割当予定先が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社JPリサーチ&コンサルティング（代表取締役：古野啓介、本社：東京都港区虎ノ門三丁目7番12号虎ノ門アネックス6階）に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主な出資者が反社会的勢力である、又は割当予定先が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。

さらに、当社は、本出資契約において、割当予定先から、反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らかの関係を有していない旨の表明保証を受けます。

以上のことから、当社は、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主な出資者が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

h. 特定引受人に関する事項

本件第三者割当による新株式の発行株式の総数50,000,000株に係る議決権数は500,000個であり、割当予定先が同新株を全て引き受けた場合、割当予定先は、当社の総議決権数の83.46%を保有することとなり、会社法第206条の2第1項に定める特定引受人に該当します。

以下は、会社法第206条の2第1項及び会社法施行規則第42条の2に定める通知事項です。

(a) 特定引受人の氏名又は名称及び住所	興和株式会社 名古屋市中区錦三丁目6番29号
(b) 特定引受人がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数	500,000個
(c) 上記(b)の募集株式に係る議決権の数	500,000個
(d) 募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数	599,058個
(e) 特定引受人に対する募集株式の割当てに関する取締役会の判断及びその理由	後記「6 大規模な第三者割当の必要性 (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由 及び(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容」をご参照ください。
(f) 上記(e)の取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見	取締役会の判断は、社外取締役の意見と異なりません。
(g) 特定引受人に対する募集株式の割当てに関する監査役の意見	後記「1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由 (2) 本件第三者割当を選択した理由」をご参照ください。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

ア. 払込金額の具体的な内容

当社は、出資の方法及び内容に関しては、当社にとって最も有利な条件での資金調達の実現に向けて、上記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由 (1) 本件第三者割当に至る経緯」に記載のスポンサー選定の過程を経て、唯一当社に対する出資に関する具体的な提案を行った割当予定先との間で、同社による当社に対するデュー・ディリジェンスの結果及び当社の経営環境、財務状況、資金需要、株価の状況等を踏まえて、真摯な協議・交渉を行いました。その際には、当社をとりまく厳しい財務状況や、お取引金融機関のご意見や当社大株主との協議、当社が希望する時間軸での必要金額の調達可能性を考慮し、当社の要請に最も沿った提案をした先である割当予定先との間で協議及び交渉を重ねた結果、当社は、本新株式の払込金額を40円と決定しました。また、当社は、本株式併合に係る端数処理により株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭（以下「本株式併合交付見込金額」といいます。）を180円と決定しました。

当該払込金額は、本件第三者割当に係る取締役会決議日（以下「本取締役会決議日」といいます。）の直前営業日である2021年3月18日の東京証券取引所における当社株式の終値（以下「終値」といいます。）407円に対しては、90.2%のディスカウント、本取締役会決議日の直前1ヶ月間（2021年2月19日から2021年3月18日まで）の終値の平均値である375円（円未満四捨五入）に対しては89.3%のディスカウント、同直前3ヶ月間（2020年12月19日から2021年3月18日まで）の終値の平均値である317円（円未満四捨五入）に対しては87.4%のディスカウント、同直前6ヶ月間（2020年9月19日から2021年3月18日まで）の終値の平均値である307円（円未満四捨五入）に対しては87.0%のディスカウントとなります。

また、本株式併合交付見込金額は、本取締役会決議日の直前営業日である2021年3月18日の終値407円に対しては、55.8%のディスカウント、本取締役会決議日の直前1ヶ月間の終値の平均値である375円に対しては52.0%のディスカウント、同直前3ヶ月間の終値の平均値である317円に対しては43.2%のディスカウント、同直前6ヶ月間の終値の平均値である307円に対しては41.4%のディスカウントとなります。

上記のとおり、本新株式の払込金額及び本株式併合交付見込金額は、既に当社が債務超過に陥っており、今後多額の損失計上が続くことが予想され、かつ、2021年3月末日に弁済期限が到来する借入金について、約定通りに弁済することが困難になる中で、本対象債権者であるお取引金融機関に相当額の債務免除等にご合意いただく必要がある状況を踏まえ、上記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由 (1) 本件第三者割当に至る経緯」に記載のスポンサー選定の過程を経て選定された割当予定先や当社大株主との間の真摯な協議・交渉を経た結果として、最終的に合意されたものです。

具体的には割当予定先から2021年2月初旬受領した当初提案においては、払込金額総額20億円、1株当たり払込金額140円、本株式併合に係る端数処理により株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭（以下「スクイーズアウト対価」といいます。）140円との提案がなされました。その際、新型コロナウイルス感染症の影響の不確実性を考慮し、当社の今後の財務状態がさらに悪化する可能性を踏まえ、スポンサー支援の条件として、お取引金融機関から相当額の債務免除等の同意を得ることが前提とされていました。かかる提案を受けて、当社は、割当予定先に対して、割当予定先が支払う払込金額及びスクイーズアウト対価の総額の増加の余地を確認したところ、割当予定先からは、債務免除額を増加させない限り、かかる払込金額及びスクイーズアウト対価の総額の増加する余地はないとの明確な回答が示されました。

一方で、既に債務超過の状況にある当社が、かかるスポンサー支援の条件である債務免除等についてお取引金融機関からの同意を得るためには、お取引金融機関の意向を踏まえ、株主責任を明確化することが必要不可欠でした。具体的には、お取引金融機関からは、債務免除を必要とする状況においては、既存株式に支払われる対価は備忘価格であるべきとの強い意向が繰り返し示されました。

このような割当予定先及びお取引金融機関双方の意向を踏まえ、当社は、お取引金融機関から債務免除等への同意を得つつ、少数株主に支払う金額を可及的に最大化するため、当社大株主に対して、保有株式の一部について無償譲渡に応じるよう要望し、当社大株主と協議を行いました。こうした当社の要望に対し、本件第三者割当及び本件完全子会社化取引の必要性と少数株主の皆様へ支払う金額の最大化という目的について全ての当社大株主からのご理解をいただくことができ、上記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由 (1) 本件第三者割当に至る経緯」のとおり、当社大株主の保有株式のうち180分の140の割合に相当する数の株式を本株式併合に先立ち当社に無償で譲渡することに合意いただきました。

前述のとおり、当社は、2020年12月期末現在で債務超過に陥るとともに、2021年1月7日の緊急事態宣言再発出や、海外への渡航制限の継続、2021年2月15日付「2020年12月期決算短信〔日本基準〕（連結）」において2020年12月末現在の連結債務超過を公表したことによるお客様からの予約数の減少やキャンセル等により、当社の売上は急激に悪化し、2020年12月末現在で9,193百万円であった当社の現預金残高は、2021年2月末時点で約6,094百万円までに落ち込みました。このような当社の足元の財務状況及び資金繰りの状況を踏まえると、資本及び手元の運転資金の拡充が急務となっております。足元の資金繰り状況は、2021年3月末に返済期限を迎える借入金を返済するための十分な現預金を有しておらず、また、足元の売上高の減少により、お取引金融機関の既存借入金の返済を猶予をいただいたとしても、本年夏頃には当社の現預金水準は当社の事業継続のために必要な水準である最低現預金の水準である30億円を下回ることが見込まれています。これまでのスポンサー候補の選定過程に照らすと、当社株式に対する公開買付けを通じたスポンサー支援策を提示できる候補者を選定する時間的余裕はなく、当社の今後の財務状況や新型コロナウイルス感染症の影響の不透明な状況において、今後そうした候補が見つかる可能性は極めて乏しいと当社は考えております。一般のお客様から前受金をお預かりしている当社において、資金繰りが枯渇することによる法的整理手続に至る事態を避けることは必須であり、割当予定先に対する本件第三者割当及び本件完全子会社化取引の実施が、当社のとり得る唯一かつ最善の策であると判断しております。

このような経緯を経て決定された本新株式の払込金額及び本株式併合交付見込金額は、総額20億円規模の資本金性資金の調達が必要不可欠となっている当社をとりまく状況、本件第三者割当及び本件完全子会社化取引が実現しない場合や本事業再生ADR手続において本事業再生計画が本対象債権者の同意によって成立しない場合には法的整理手続に至る可能性が高まるという事実、当社の事業計画を踏まえた価値算定結果や債務免除を前提としないスポンサー支援提案が得られなかったという事実を踏まえれば、当社及び少数株主の皆様にとって現時点で最善の条件であると判断しています。また、下記イ、及びウ、に記載のとおり、当社が第三者算定機関から取得した株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンに照らしても、公正かつ妥当な金額であると判断しています。もっとも、かかる払込金額は、直近の当社の市場株価から大幅なディスカウントとなるものであるため、割当予定先に特に有利な金額に該当するものとして、本臨時株主総会において、特別決議による承認を受けることを、本件第三者割当による本新株式の発行の条件としました。

イ、第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

当社は、割当予定先との協議及び交渉の結果を踏まえて本新株式の払込金額及び本株式併合交付見込金額を決定するに際して、また、本臨時株主総会における株主の皆様への議決権行使のご参考のために、第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号、以下「赤坂国際会計」といいます。）に対して、当社株式の株式価値算定並びに本新株式の払込金額及び本株式併合交付見込金額が割当予定先を除く当社の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）（以下「フェアネス・オピニオン」といいます。）の提出を依頼しました。なお、第三者算定機関である赤坂国際会計は、当社及び割当予定先の関連当事者には該当せず、本件第三者割当に関して記載すべき利害関係を有しておりません。

赤坂国際会計は、当社株式の株式価値の算定手法を検討した結果、①市場株価平均法、②類似会社比較法及び③ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各算定方法のうち、③DCF

F法を採用して、当社株式の株式価値の算定を行い、当社は赤坂国際会計から2021年3月19日付で、株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得しております。

また、当社は、赤坂国際会計から本新株式の払込金額及び本株式併合交付見込金額が、それぞれ、当社及び割当予定先を除く当社株主にとって、財務的見地から妥当である旨のフェアネス・オピニオンを取得しております。

本株式価値算定書によれば、DCF法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は0円から44円とされています（以下「本価値算定結果」といいます。）。

赤坂国際会計が当社株式の株式価値の算定に③DCF法を採用した理由は以下の通りです。

まず、①市場株価平均法については、当社の2020年12月期決算短信において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を現時点では合理的に算定することが困難であることを理由として2021年12月期の連結業績予想を公表していないため、本件第三者割当及び本件完全子会社化取引が実施されない場合に想定される重要な影響が十分に市場価格に反映されていない可能性があること、2021年3月10日以降、必ずしも当社の経営状況に関係しない事由により株価が乱高下しており、当社の企業価値と乖離した価格形成がなされている可能性があること、本件第三者割当及び本件完全子会社化取引の公表に伴い開示される情報のうち本価値算定結果の算定基準日（2021年3月19日）までの市場価格に反映されていない情報が価格形成に相当程度の影響を与える可能性があること等を勘案し、①市場株価平均法は当社の株式価値の算定に当たって適切な手法でないと説明されています。

また、②類似会社比較法については、当該手法において一般的に使用される基準財務指標である利益・純資産・EBITDA等の数値が当社においては直近でいずれも負の値となっており、適切に類似会社比較法を適用することが困難であり、類似会社比較法は当社の株式価値の算定に当たって適切な手法でないと説明されています。

一方、本価値算定結果において採用されている③DCF法は、事業の将来のキャッシュフロー（収益力）に基づく算定方法であり、事業継続を前提とした場合の価値算定を行う上で適切な手法の一つであると考えられており、本価値算定結果では、当社が価値算定機関に提供した事業計画等を検討し、算定基準日時点での当該事業計画を前提とした将来のキャッシュフローに基づき、DCF法による株式の価値が算定されています。

DCF法を用いて当社株式価値の算定をするに当たって、本株式価値算定書では、当社が作成した2021年12月期から2023年12月期までの事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、当社が2021年12月期以降、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値を評価しております。割引率は、加重平均資本コスト（WACC）である8.0%～18.7%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を-0.5%～0.5%とし、実効税率は30.6%とし、ネット有利子負債は2020年12月末時点での有利子負債残高（18,549百万円）から余剰現預金残高（現預金9,193百万円から必要運転資金3,000百万円を控除した6,193百万円）を控除した金額により算定し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は、0円から44円と算定されております。

なお、赤坂国際会計が、DCF法の算定の前提とした当社の事業計画に基づく財務予測は以下のとおりです。以下の財務予測は本件第三者割当及び本件完全子会社化取引の実施を前提としたものではありません。また、以下の財務予測は、直近の新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、当社のリゾート挙式事業の再開の目安として2022年1月の海外渡航制限解除を前提とし、二度に亘る緊急事態宣言の発出による影響額の見積もりと2020年12月期決算短信における債務超過公表後の当社の売上げの傾向を反映したものとして作成しています。

（単位：百万円）

	2020年12月期実績	2021年12月期計画	2022年12月期計画	2023年12月期計画
売上高	19,678	23,742	36,628	31,435
営業利益	△10,983	△7,080	△164	1,651
EBITDA	△9,266	△5,419	1,431	3,169
フリー・キャッシュ・フロー	—	△5,823	1,692	1,636

なお、本価値算定書において採用されたDCF法に関し、本価値算定書では、当社の事業が計画期間終了後も継続することを前提とした場合の株式価値を算定しており、金融機関からのバックアップが得られない等の要因により、計画期間中あるいは計画期間終了後に事業の継続が困難になる状況は想定されておらず、この点について、このような事業継続が困難になる状況を想定した場合には、本価値算定書におけるDCF法による算定結果よりも低い株式価値が算定される可能性があるとの見解が本価値算定書において示されています。

ウ．本株式価値算定書を踏まえた当社取締役会の払込金額についての判断

本株式価値算定書において赤坂国際会計が算定した当社株式の株式価値は、上記のとおり、③DCF法を採用した算定されております。

このうち、①市場株価平均法については、当社の2020年12月期決算短信において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を現時点では合理的に算定することが困難であることを理由として2021年12月期の連結業績予想を公表していないため、本件第三者割当及び本件完全子会社化取引が実施されない場合に想定される重要な影響が十分に市場価格に反映されていない可能性があること、2021年3月10日以降、必ずしも当社の経営状況に関係しない事由により株価が乱高下しており、当社の企業価値と乖離した価格形成がなされている可能性があること、本件第三者割当及び本件完全子会社化取引の公表に伴い開示される情報のうち本価値算定結果の算定基準日（2021年3月19日）までの市場価格に反映されていない情報が価格形成に相当程度の影響を与える可能性があること等を勘案して、①市場株価平均法は当社の株式価値の算定に当たって適切な手法でないといわれていますが、これらの事情はいずれも当社をとりまく現在の状況に合致しており、妥当な理由であると考えられ、市場株価平均法により算定された当社株式の1株当たりの株式価値を、当社の現在の状況を当社株式の株式価値に公正に反映した結果として採用すべきであるとの判断には至りませんでした。

②類似会社比較法については、当社の利益・純資産・EBITDA等の数値がいずれも負の値となっており、適切に類似会社比較法を適用することが困難であるとの理由は、当社をとりまく現在の状況に合致しており、妥当な理由であると考えられ、類似会社比較法により算定された当社株式の1株当たりの株式価値を、当社の現在の状況を当社株式の株式価値に公正に反映した結果として採用すべきであるとの判断には至りませんでした。

③DCF法については、事業継続を前提とした場合の株式価値算定を行う上で適切な手法であるとして一般に考えられており、とりわけ、上記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由 (1) 本件第三者割当に至る経緯」に詳細に記載した当社の財務状況を踏まえ、当社が直近の新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、当社のリゾート挙式事業の再開の目安として2022年1月の海外渡航制限解除を前提とし、二度に亘る緊急事態宣言の発出による影響額の見積もりと2020年12月期決算短信における債務超過公表後の当社の売上げの傾向を反映したものとして作成した今後約3年間の事業計画を前提として、当社の事業の継続を前提に独自のリターン・リスク評価を行う算定手法である点で、当社の財務状態を可及的に正確に反映することが可能な適切な算定手法であると考えられます。また、本新株式の払込金額及び本株式併合交付見込金額は、上記のとおり割当予定先との協議及び交渉を経て決定したところ、割当予定先が当社への出資の検討に際して重視したのは、現在の市場株価よりも、当社の実際の財務状態及び将来の事業展望であり、当社の事業計画を前提とし、当社の財務状態を可及的に正確に反映することが可能であると考えられるDCF法による算定結果（0円から44円）は、割当予定先との協議及び交渉において当社株式の株式価値に関する考え方を相互に突合する上で有用であると考えました。

以上のことから、本新株式の払込金額を決定する上では、本株式価値算定書で示されたDCF法による算定結果（0円から44円）を参照し、割当予定先、お取引金融機関及び当社大株主との間の協議及び交渉の結果を踏まえ、上記のとおり、本新株式の払込金額を、本株式価値算定書のDCF法による算定結果の範囲内である、1株当たり40円に決定しました。かかる払込金額は、直近の当社の市場株価から大幅なディスカウントとなるものの、総額20億円規模の資本金の調達が必要不可欠な状況の下で、複数のスポンサー候補への打診を経て選定された割当予定先並びにお取引金融機関及び当社大株主の間での真摯な協議・交渉を経た結果として最終的に合意されたものであることに加え、本株式価値算定書の算定結果の範囲内であることから、公正かつ妥当な金額であると判断しました。

また、本株式併合交付見込金額は、少数株主の皆様にお支払いする金額を可及的に最大化すべく、上記の協議・交渉を経た結果として合意されたものであり、これは上記の価値算定結果の評価額の上限44円を136円を上回り、かつ、本払込金額に350%のプレミアムを乗じた金額となっていることから、公正かつ妥当な金額であると判断しました。

なお、本価値算定書では、当社の事業が計画期間終了後も継続することを前提とした場合の株式価値を算定しており、計画期間中あるいは計画期間終了後に事業の継続が困難になる状況は想定されておらず、事業継続が困難になる状況を想定した場合には、本価値算定書におけるDCF法による算定結果よりも低い株式価値が算定される可能性があるとの見解が本価値算定書において示されているところ、上記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由 (1) 本件第三者割当に至る経緯」で述べた、当社の手元の現預金残高の見通しや借入金の状況や、2020年12月期決算短信での債務超過公表後の売上げへの影響等を考慮したとき、本件第三者割当及び本件完全子会社化取引を実施できない場合には、計画期間中に事業継続が困難になる状況に陥る可能性は否定できず、その場合は、当社の株式価値は上記のDCF法による価値算定結果で示された値を下回ることになり、この点に照らしても、本払込金額及び本株式併合交付見込金額はいずれも公正かつ妥当な金額であると判断しました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本件第三者割当に伴い発行される本新株式数は50,000,000株（議決権数は500,000個）で、発行決議日現在の当社発行済株式総数9,909,400株に対する比率は504.57%、発行決議日現在の当社議決権総数99,058個に対する比率は504.75%であります。

このように本件第三者割当により極めて大規模な希薄化が生じることが見込まれます。他方、上記のとおり、①当社には当面の運転資金の確保のため総額20億円もの多額の資金調達必要性が認められるところ、本件第三者割当の発行規模は、大規模ではあるものの、あくまで当社として必要不可欠と考える規模の資金調達の実現のために必要な規模に設定されていること、②割当予定先に対する本件第三者割当は、他の資金調達方法との比較においても、最も適切な資金調達手法と考えられること、③本新株式の払込金額についても、当社をとりまく厳しい財務状況並びに複数のスポンサー候補との間の支援の可能性についての協議及び割当予定先との協議・交渉の結果に鑑み、当社にとって現時点で最善の条件であり、本株式価値算定書で示された当社株式の株式価値の算定結果に照らしても公正性及び妥当性が認められると判断できることといった事情を踏まえれば、本件第三者割当によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本件第三者割当を実行することには合理性が認められると考えております。

また、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 7 株式併合等の予定の有無及び内容」記載のとおり、本件第三者割当に関連する議案と併せて、発行可能株式総数の増加に係る定款の一部変更及び株式併合についても、既に当社が債務超過に陥っており、今後多額の損失計上が続くことが予想され、かつ、2021年3月末日に弁済期限が到来する借入金について、約定通りに弁済することが困難となっている中において、本臨時株主総会へ付議するため株主の承認を得た上で適法に手続が遂行されること、さらに、株式併合に伴い、少数株主の皆様に対しては最終的に本件第三者割当における本新株式の払込金額（40円）に対して350.0%のプレミアムを付した額の金銭（180円）が支払われ、かかる金額は、上記のとおり、大規模な資金注入が実現できない場合、当社の業績及び財務状態が悪化し、事業の継続が困難となる懸念があり、株価の下落等を通じて少数株主の皆様を更なるリスクにさらすおそれがあるといった状況の下で、お取引金融機関に対し相当額の債務免除を要請する中で、複数のスポンサー候補への打診を経て選定された割当予定先との間で真摯な協議を行い、当社の足下の困窮した資金繰りを解決できる実現可能な支援策を提案した唯一のスポンサー候補である割当予定先との間の複数回にわたる交渉により、最終的に合意されたものであることから、当社が当社の株主の皆様を提供できる最善の条件であると考えております。

なお、希薄化率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定は、当該第三者割当の目的、割当対象者の属性、発行可能株式総数の変更に係る手続の実施状況その他の条件を総合的に勘案し、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと東京証券取引所が認める場合を除き、上場廃止基準に該当するとされております（東京証券取引所の定める有価証券上場規程第601条第1項第17号、有価証券上場規程施行規則第601条第15項第6号、上場管理等に関するガイドラインⅣ、10）。この点、当社としては、上記①から③の理由により、本件第三者割当によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本件第三者割当を実行することには合理性が認められると考えております。また、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項、7 株式併合等の予定の有無及び内容」に記載のとおり、本件第三者割当に関連する議案と併せて、発行可能株式総数の増加に係る定款の一部変更及び株式併合についても、本臨時株主総会へ付議するため株主の承認を得た上で適法に手続が遂行されること、さらに、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 7 株式併合等の予定の有無及び内容 (2) 株式併合の要旨 ② 株式併合の内容 g. 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額」に記載のとおり、株式併合に伴い、割当予定先以外の株主の皆様に対しては最終的に本件第三者割当における本新株式の払込金額（40円）に対して350.0%のプレミアムを付した額の金銭（180円）が支払われ、かかる金額は、上記のとおり、大規模な資金注入が実現できない場合、当社の業績及び財務状態が悪化し、事業の継続が困難となる懸念があり、株価の下落等を通じて少数株主の皆様を更なるリスクにさらすおそれがあるといった状況の下で、お取引金融機関に対し相当額の債務免除を要請する中で、複数のスポンサー候補への打診を経て選定された割当予定先との間で真摯な協議を行い、当社の足下の困窮した資金繰りを解決できる実現可能な支援策を提案した唯一のスポンサー候補である割当予定先との間の複数回にわたる交渉により、最終的に合意されたものであることから、当社が当社の株主の皆様を提供できる最善の条件であり、本件第三者割当は株主及び投資者の利益を侵害するおそれの少ない場合に該当し、上場廃止基準には該当しないものと考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本件第三者割当に伴い発行される本新株式数は50,000,000株（議決権数は500,000個）で、発行決議日現在の当社発行済株式総数9,909,400株に対する比率は504.57%、発行決議日現在の当社議決権総数99,058個に対する比率は504.75%であります。このように、本件第三者割当に伴う希薄化率は25%以上になり、また、支配株主の異動を伴うこととなります。

したがって、本件第三者割当は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第二号様式 記載上の注意（23－6）」に規定する大規模な第三者割当に該当します。

さらに、前記「1 割当予定先の状況 h. 特定引受人に関する事項」に記載のとおり、本件第三者割当により割当予定先は特定引受人に該当することとなります。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
興和株式会社	名古屋市中区錦三丁目6番29号	—	—	50,000,000	83.46
株式会社千趣会	大阪市北区同心1丁目6-23	2,575,500	26.00	2,575,500	4.30
株式会社寿泉	京都市北区上賀茂畔勝町61番地2	2,477,400	25.01	2,477,400	4.14
株式会社ディアーズ・ブレイン	東京都港区芝公園2丁目6-3	792,400	8.00	792,400	1.32
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB (常任代理人 BOFA証券株式会 社)	MERRILL LYNCH FINANCIAL CENTRE 2 KING EDWARD STREET LONDON EC1A 1HQ (東京都中央区日本橋1丁目4- 1)	756,000	7.63	756,000	1.26
ワタベウェディング従業員持株 会	京都市上京区烏丸通出水上る桜 鶴門町361番地	296,000	2.99	296,000	0.49
ワタベウェディング取引先持株 会	京都市上京区烏丸通出水上る桜 鶴門町361番地	236,700	2.39	236,700	0.40
株式会社日本カストディ銀行	東京都中央区晴海一丁目8番12 号	196,600	1.98	196,600	0.33
前澤友作	千葉市稲毛区	93,200	0.94	93,200	0.16
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3 号	80,100	0.81	80,100	0.13
NOMURA SINGAPORE LIMITED CUSTOMER SEGREGATED A/C FJ- 1309 (常任代理人 野村證券株式会 社)	10 MARINA BOULEVARD MARINA BAY FINANCIAL CENTRE TOWER2 #36-01 SINGAPORE 018983 (東京都中央区日本橋1丁目 13-1)	77,800	0.79	77,800	0.13
計	—	7,581,700	76.54	57,581,700	96.12

(注) 1 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2020年12月31日現在の株主名簿上の株式数により作成しております。

2 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、2020年12月31日時点の総議決権数（99,058個）に、本新株式の発行により増加する議決権数（500,000個）を加えた数で除して算出しております。

3 割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点第3位を四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

上記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由 (1) 本件第三者割当に至る経緯」に記載のとおり、2020年12月期における当社グループをとりまく経営環境は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、世界的に経済活動が停滞し、企業収益の低下や雇用情勢の悪化が急速に進みました。当社の主たる事業であるブライダル業界におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大により、多くの婚礼が延期やキャンセルとなる等、業界全体に深刻な影響を及ぼしており、大変厳しい状況となっています。

当社の「リゾート挙式」においては、新型コロナウイルス感染症拡大による世界各国での出入国規制や渡航制限の影響を受け、2020年2月後半以降、当社が取扱う海外ウエディング実行エリアの全挙式施設の催行が不能となりました。沖縄においては、同年4月の緊急事態宣言発令期間中は挙式運営を一時休止したものの、同年6月からの稼働再開後は徐々に回復傾向へと向かいました。しかしながら、感染症再拡大によりその勢いも鈍化し、多くの挙式が延期及びキャンセルとなりました。また、「ホテル・国内挙式」におきましては、ホテル雅叙園東京、メルパルクともに、2020年4月の緊急事態宣言発令期間中は、施設毎に休業及び一部営業自粛等の対応を実施いたしました。宣言解除後、婚礼においては一組当たりの列席人数が減少したものの、実行件数は徐々に回復基調へと向かいました。また、宿泊・レストラン等の館内施設の利用については、国内需要をターゲットとした営業施策を展開し、GO TOキャンペーン政策の追い風もあり一時回復をみせるものの、2020年末の感染症再拡大の影響を受け、再び低迷いたしました。

このような状況を受けて、当社では役員報酬の減額をはじめとした人件費や広告宣伝費の抑制、賃料減額交渉等、様々な費用削減対策を実施いたしました。また、このような厳しい経営環境が一定期間続くことを想定し、2020年8月に、コロナ禍へ迅速な対応とコロナ収束後の収益回復に備えるため「WATABE Sustainable Plan」を策定し、当社グループ全体で更なる対策を推進いたしました。運営効率化や固定費削減を図るべく、一部のリゾート挙式販売店並びに海外エリアの閉鎖・休眠・譲渡の実施、また、それら施策に伴う人員構成の最適化として希望退職の募集を行いました。さらに、お取引金融機関からの借入れや自社保有資産の売却を実施し、手元流動性確保に努める等、経営安定化に資する財務政策を進めました。

こうした施策にもかかわらず、2020年12月期の当社グループの業績は、売上高19,678百万円（前年同一期間比61.1%減）、営業損失10,983百万円（前年同一期間営業利益629百万円）、経常損失11,075百万円（前年同一期間経常利益886百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失11,738百万円（前年同一期間親会社株主に帰属する当期純利益208百万円）となりました。また、連結純資産につきましては、2019年12月期末より12,002百万円減少し、863百万円の債務超過となりました。新型コロナウイルス感染症の収束時期は引き続き不透明であり、今後の営業収益及び財務に及ぼす影響の程度や期間について不確実性があることから、2020年12月末時点において、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる状況にあります。

こうした状況の中、当社は、2020年2月末時点において現預金を約4,360百万円有していましたが、業績の急激な落込みによる資金ショートを回避すべく、2020年4月21日付「資金の借入に関するお知らせ」で開示しておりますとおり、2020年4月下旬に株式会社三菱UFJ銀行、株式会社京都銀行、その他3行のお取引金融機関より、合計13,000百万円の短期借入れによる融資を受けました。その結果、当社グループの現預金額は同月末時点で15,463百万円に増加し、当面の資金繰り懸念は解消された一方で、2020年4月末時点で借入金総額は2020年2月末比約224%増加し、約18,800百万円となりました。これまでの間、当該借入れについては、約定に従った金融債務の支払いを続けてきましたが、足元の状況においては2021年3月末日に弁済期限が到来する借入金合計11,300百万円について、約定通りに弁済することが困難になるとともに、お取引金融機関からそれらの返済を猶予いただくことも困難になるおそれがあります。そのため、当社の足下の資金繰りを維持し、株式価値が著しく毀損する事態となることを避けるため、本件第三者割当を実施する必要があります。

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本件第三者割当に伴い発行される本新株式数は50,000,000株（議決権数は500,000個）で、発行決議日現在の当社発行済株式総数9,909,400株に対する比率は504.57%、発行決議日現在の当社議決権総数99,058個に対する比率は504.75%であります。

このように本件第三者割当により大規模な希薄化が生じることが見込まれます。他方、上記のとおり、①当社には多額の資金調達必要性が認められるところ、本件第三者割当の発行規模は、大規模ではあるものの、あくまで当社として必要不可欠と考える規模の資金調達の実現のために必要な規模に設定されていること、②割当予定先に対する本件第三者割当は、他の資金調達方法との比較においても、最も適切な資金調達手法と考えられること、③本新株式の払込金額についても、当社をとりまく厳しい財務状況並びに複数のスポンサー候補との間の支援の可能性についての協議及び割当予定先との協議・交渉の結果に鑑み、当社にとって現時点で最善の条件であり、本株式価値算定書で示された当社株式の株式価値の算定結果に照らしても公正性及び妥当性が認められると判断できることといった事情を踏まえれば、本件第三者割当によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本件第三者割当を実行することには合理性が認められると考えております。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

上記、「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本件第三者割当に伴う希薄化率は25%以上になり、また、支配株主の異動を伴うことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続が必要となります。そこで、当社は、本臨時株主総会において、特別決議をもって本件第三者割当について株主の皆様への意思確認手続を行う予定です。

さらに、本件第三者割当は、大規模な希薄化と支配株主の異動を伴うのみならず、その後に割当予定先による当社の完全子会社化及び当社株式の上場廃止が予定されていることから、少数株主の皆様へ与える影響の大きさを踏まえて、当社の意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保すべく、当社の経営者から一定程度独立した者として、社外有識者である牧直樹氏（社外有識者 樹陽法律事務所 弁護士。2021年3月25日開催の当社定時株主総会における新任社外監査役候補。なお、同氏が当社社外監査役に選任された場合、同氏を当社の独立役員として東京証券取引所に届け出る予定です。）並びに当社の取締役である高橋理人氏及び森川さゆり氏（いずれも当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外取締役です。）で構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を選定し、本件第三者割当及び本件完全子会社化取引に関する意見を諮問し、2021年3月19日付で、以下のとおりの意見をいただきました。

（本第三者委員会の意見の概要）

1 結論

本件第三者割当には必要性及び相当性が認められ、また、本件完全子会社化取引は当社の少数株主にとって不利益とは認められない。

2 意見の理由及び検討内容

a. 資金調達の必要性

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う海外渡航制限と緊急事態宣言発出により、貴社の足元の財務状況は急激に悪化し、2020年12月期の貴社グループの業績は、売上高19,678百万円（前年同一期間比61.1%減）、営業損失10,983百万円（前年同一期間営業利益629百万円）、経常損失11,075百万円（前年同一期間経常利益886百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失11,738百万円（前年同一期間親会社株主に帰属する当期純利益208百万円）となり、連結純資産については、2019年12月期末より12,002百万円減少し、863百万円の債務超過となった。また、2021年初頭の二度目の緊急事態宣言発出により、2021年1月から2月にかけての貴社の売上げはさらに悪化し、当該2か月間の経営成績は売上高1,869百万円、営業損失2,578百万円、当期純損失2,305百万円となり、2021年2月末現在の現預金残高は6,094百万円、連結純資産については3,060百万円の債務超過となった（いずれも未監査の貴社試算値）。

こうした2021年に入って以降の売上げ実績も踏まえた現在の貴社見通しによれば、今後の現預金残高の推移は、貴社の業務継続に必要とされる30億円乃至40億円の水準を2021年6月から9月の間に下回る見込みである。また、将来期間損失の計上が継続することにより、債務超過額も大幅に拡大することが見込まれている。

貴社は、2020年12月期において、自社保有資産売却による手元流動性の確保（2020年12月期実績：2,315百万円の固定資産売却による収入）や不要不急の設備投資、新規投資の凍結を進めた。また、グループ全体でコストの見直しを行い、役員報酬の減額をはじめとした賞与等の人件費の抑制、賃借料の減額交渉、外部委託コストの抑制、出張の原則禁止や広告宣伝費の抑制など、全ての費用の見直しと削減対策を実施し、販売費及び一般管理費合計（臨時休業等による損失の特別損失振替前）は、前年同一期間と比べ7,929百万円の減少となっている。加えて、海外渡航制限の解除時期や航空路線の正常化の見通しが不透明であることから、リゾート婚礼事業の悪化した経営環境が一定期間続くことを想定し、運営効率化や固定費削減を図るべく、一部のリゾート挙式販売店並びに海外リゾート挙式実施施設及び営業拠点の閉鎖・休眠・譲渡を行い、拠点数を2019年12月との比較で30拠点減少させ、これらに伴う人員構成の最適化として、国内外の拠点での

一時帰休、希望退職を実施した。このような手元流動性の確保・コスト削減に向けた施策に加え、リゾート挙式事業においては、オンライン販売の強化、接客ツールのWEB化、デジタルを活用した現地オペレーション機能の効率化などの収益確保と顧客利便性のためのデジタル化を推進した他、ホテル・国内挙式事業では、各地域性に合わせたコミュニケーション戦略や、施設特徴を活かしたブランド戦略を推進する等、売上げの向上に向けた施策も進めてきた。

このように貴社は既に実施可能な経営安定化に資する財務政策を講じてきており、今後、さらに追加的な施策を講じる余地は乏しいと考えられる。

このような中、手元の現預金残高（2021年2月末現在6,094百万円（貴社試算値））に照らし、2021年3月末日に弁済期限が到来する借入金合計11,300百万円について、約定通りに弁済することが困難であり、取引金融機関には支援を求めているものの、何らかの資本政策を講じることなくして当該借入金の返済の猶予を受けられる目途も立っていない。

2021年2月15日付「2020年12月期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「2020年12月期決算短信」という。）において2020年12月末現在の連結債務超過を公表した後は、顧客から貴社の信用悪化を懸念する声を実際に多数寄せられている。前受金を預かる形で一般消費者を顧客とし、一生に一度の慶事を催行するという事業を展開している貴社にとって、債務超過の状態では事業を継続することは極めて困難であり、現に、当該債務超過公表後、予約数の減少やキャンセル等も発生しており、前述のとおり売上げへの悪影響が顕在化している状況にある。

このような状況に照らし、貴社は、貴社の事業継続を可能にするため、2021年3月19日付で開示予定のプレスリリース「第三者割当による新株式発行及び定款の一部変更、株式併合及び単元株式数の定め廃止並びに親会社、主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動についてのお知らせ」（最終ドラフト）「Ⅱ. 第三者割当による新株式発行 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」記載のとおり、本件第三者割当て調達する総額20億円の資金を、新型コロナウイルス感染症の収束時期が予測困難であり、当社の業績の回復・改善には一定期間を要するものと考えられる中で、当面の賃料・人件費等、事業推進にかかる運転資金に充当することを予定している。

これらの状況に鑑みると、貴社は一刻も早い資本性の資金調達が必要不可欠であると考えられる。

したがって、本件第三者割当による資金調達の必要性が認められる。

b. 手段の相当性

上記の貴社の資金調達の必要性を踏まえれば、資金手法の選択にあたっては、貴社が希望する時間軸での必要金額の調達が確実に見込まれることが最も重要な考慮要素となる。この点、例えば、債務超過に陥り、「継続企業の前提に関する注記」が付されている状況において証券会社による引受けを伴う公募増資の実施はそもそも困難である。また、新株予約権の発行やライツオファリング・株主割当といった調達額に不確実性を伴う手法は貴社の資金調達に必要性に照らし適切ではない。さらに、前述のとおり既に売却可能な固定資産を売却し、担保余力に欠き、債務超過の状況にある貴社において負債性の資金調達は採用可能性がなく、現在直面している状況の解決策にもならない。

したがって、一定額を確実に調達できる第三者割当による資本性の資金調達が、貴社が利用できる最も合理的な手段であるといえる。この点、例えば、無議決権の転換型優先株式による資本性の資金調達については、即時の大規模な希薄化を防止できるという点で既存株主にメリットのある手法ではあるが、後述するとおり、本件における割当予定先の選定過程において、これを具体的に提案したスポンサー候補は存在しなかった。したがって、本件第三者割当において、普通株式の発行という手法を採用することには相当性がある。

ここで、本件第三者割当は大幅なディスカウント及び大規模な希薄化、並びに、本株式併合を通じた本件完全子会社化取引による既存株主のスクイーズアウトが伴い、既存株主に与える影響が極めて大きいところ、他の手段の利用可能性がないかが問題となる。

この点、2020年12月末現在で債務超過に陥っており、前述のとおり、今後も先の見えないコロナ禍の影響で急速に債務超過額が拡大し、手元現預金が枯渇していくことが予想される中で、担保余力のない貴社において追加の借入れの余地はないといえる。また、返済猶予によって債務超過を放置することは、信用不安による売上げへの影響が顕在化している状況に対する抜本的な解決にはならない。加えて、取引金融機関との協議の中では、何らかの資本政策を講じることなくして、2021年3月末に弁済期限を迎える約113億円の借入れについて取引金融機関から返済の猶予を受けられる目途は立っていない。貴社は、取引金融機関による代替支援策として、①当面の資金繰り維持のためのコミットメントラインによる金融支援、②債務超過解消のための資本面の支援及び③財務状況悪化時の追加支援から構成される支援パッケージについて全取引金融機関の同意を得られる見通しがあるか否かの検討を取引金融機関に依頼した。しかし、追加損失の発生可能性や資金繰り支援に伴うさらなるリスク拡大を理由に、当該代替支援策については応諾できないという意向が一部取引金融機関からすでに示されており、全取引金融機関の同意を得る余地がないことが判明している。このように取引金融機関からの代替支援を期待できる状況にはない。

次に、他のスポンサー支援者からの支援を得る可能性について、貴社は、通期末で債務超過となる旨の決算発表となることが見込まれた2021年2月15日の時点で資本性の資金調達の目処が立った旨の最終合意及び開示ができるよう、2020年11月から、総額50億円規模の第三者割当による増資に関する提案を募るべく、貴社フィナンシャルアドバイザーを通じて、合計48社の候補先への打診を開始した。しかしながら、かかるスポンサー選定の過程においては、新型コロナウイルス感染症の影響でスポンサー支援を行う財務的余力がない、スポンサー自身の財政状態も厳しい、損失がどこまで膨らむか不透明等の理由でそもそも検討自体できないとの回答が多数であった。また、2021年に入り首都圏を中心に緊急事態宣言が再発出されるなど、コロナ禍の影響が再び悪化したことを受けて、複数の候補者からコロナ禍のリスクをより大きく見込んだ事業計画の再提出を求められる等した結果、法的拘束力ある提案（バイディングオファー）の提出期限が当初想定よりも遅れ、最終契約も2021年2月15日の通期決算発表のタイミングには間に合わないことが事実となった。そのような中、2021年2月上旬に割当予定先のみから法的拘束力ある提案（バイディングオファー）を受領したのに加え、他に3社から法的拘束力のない提案（ノンバイディングオファー）を受領した。

かかる状況の下、2021年2月上旬に割当予定先から受領したバイディングオファーは、①総額20億円・1株当たり払込金額140円による普通株式の引受け、②増資引受後の株式併合による割当予定先以外の既存株主のスクイーズアウト（株式併合に伴う端数処理手続において既存株主の保有する貴社株式1株当たり140円の金銭を交付）、③取引金融機関に対する相当額の債務免除の要請、④本件完全子会社化取引後における債務免除後の残債への連帯保証や貴社の資金需要に対する資金繰り支援を、法的拘束力のある形で提案するものであった。

一方、他の3社から提出されたノンバイディングオファーは、具体的な経済条件の提案がない、又は、ノンバイディングオファーの段階で既に大幅な債務免除要請が前提とされる、新型コロナウイルス感染症による貴社業績の下振れリスクに対する手当てがない、候補者単独では成り立たない提案である、法的拘束を伴う提案でなく、かかる提案までに追加のデューデリジェンス期間が必要であるといった点で割当予定先からのバイディングオファーに劣後していた。

これに対し、割当予定先のバイディングオファーは、本株式併合による既存株主のスクイーズアウトや取引金融機関への相当額の債務免除要請が条件とされていたものの、本件完全子会社化取引後における債務免除後の残債への連帯保証や貴社の資金需要に対する資金繰り支援といった下振れリスクへの具体的かつ確実な手当てが伴う点で優れた提案であった。

また、当委員会が実施した割当予定先に対するヒアリングにおいて、割当予定先は同社グループにおいてホテル、ホスピタリティ事業を中核事業と捉えており、貴社のウェディング事業と割当予定先のホスピタリティ事業の国内外を通じた親和性が高さを生かして、両社の提携により新たなプロダクトやサービスを提供できると考えているとのことであった。加えて、過去にもホテル、ホスピタリティ事業の買収・再生の経験を有し、事業価値向上を果たした実績もあるとの回答が得られている。

このように、割当予定先の提案内容及び実績に照らし、割当予定先が提出したバイディングオファーに記載されたものが貴社が唯一とりうる、かつ、最善の手段であったと評価できる。

したがって、本件第三者割当の手段によることには相当性がある。

c. 発行条件の相当性

（払込金額及びスクイーズアウト価格について）

本件第三者割当の1株当たり払込金額40円（以下「本払込金額」という。）は、本件第三者割当に係る取締役会決議日（以下「本取締役会決議日」という。）の直前営業日である2021年3月18日の東京証券取引所における貴社株式の終値（以下「終値」という。）407円に対しては、90.2%のディスカウント、本取締役会決議日の直前1ヶ月間（2021年2月19日から2021年3月18日まで）の終値の平均値である375円（円未満四捨五入）に対しては89.3%のディスカウント、同直前3ヶ月間（2020年12月19日から2021年3月18日まで）の終値の平均値である317円（円未満四捨五入）に対しては87.4%のディスカウント、同直前6ヶ月間（2020年9月19日から2021年3月18日まで）の終値の平均値である307円（円未満四捨五入）に対しては87.0%のディスカウントとなる。また、本株式併合に伴う端数処理手続において既存株主の保有する貴社株式1株当たり180円の金銭の対価（以下「本スクイーズアウト価格」という。）が交付される予定であるところ、本スクイーズアウト価格は、本取締役会決議日の直前営業日である2021年3月18日の終値407円に対しては、55.8%のディスカウント、本取締役会決議日の直前1ヶ月間の終値の平均値である375円に対しては52.0%のディスカウント、同直前3ヶ月間の終値の平均値である317円に対しては43.2%のディスカウント、同直前6ヶ月間の終値の平均値である307円に対しては41.4%のディスカウントとなる。

このように本払込金額及び本スクイーズアウト価格はいずれも貴社株式の市場株価に照らして大幅なディスカウントとなるため、本件第三者割当の発行条件及び本株式併合の条件の相当性が問題となる。

この点、上記のとおり、割当予定先から受領したバイディングオファーにおいては、当初、払込金額総額20億円、1株当たり払込金額140円、スクイーズアウト価格140円との提案を受領した。その際、新型コロナウイルス感染症の影響の不確実性を考慮し、貴社の今後の財務状態がさらに悪化する可能性を踏まえ、スポンサー支援の条件として、取引金融機関から相当額の債務免除等の同意を得ることが前提とされていた。

かかる提案を受けて、貴社は、割当予定先に対して、割当予定先が支払う払込金額及びスクイーズアウト対価の総額の増加の余地を確認したところ、割当予定先からは、債務免除額を増加させない限り、かかる払込金額及びスクイーズアウト対価の総額の増加する余地はないとの明確な回答が示された。

一方で、既に債務超過の状況にある貴社が、かかるスポンサー支援の条件である債務免除等について取引金融機関からの同意を得るためには、取引金融機関の意向を踏まえ、株主責任を明確化することが必要不可欠であった。具体的には、取引金融機関からは、債務免除を必要とする状況においては、既存株主に支払われる対価は備忘価格であるべきとの強い意向が繰り返し示された。

このような割当予定先及び取引金融機関双方の意向を踏まえ、貴社は、取引金融機関から債務免除等への同意を得つつ、少数株主に支払う金額を可及的に最大化するため、貴社大株主に対して、保有株式の一部について無償譲渡に応じるよう要望し、貴社大株主との協議を行った。かかる協議の結果、貴社大株主の保有株式のうち180分の140に相当する数の株式を本株式併合に先立ち貴社に無償で譲渡するとの条件で、当社、割当予定先及び貴社大株主との間で合意に至った。（かかる無償譲渡により、貴社大株主が本件完全子会社化取引を通じて受領する対価は、本件公表前に貴社大株主が保有する当社株式1株当たり40円となる。）

このような経緯を経て、割当予定先、取引金融機関及び大株主の真摯な協議を踏まえ、本件第三者割当については払込金額の総額20億円、1株当たり払込金額40円、本スクイーズアウト価格180円、貴社大株主による180分の140に相当する数の保有株式の無償譲渡との条件で割当予定先及び貴社大株主との合意に至り、2021年3月19日付で割当予定先との間で本出資契約を、同日付で割当予定先及び各貴社大株主との間で本大株主合意を締結する予定である。

これにより、少数株主に支払われる本スクイーズアウト価格は、本件第三者割当の1株当たり払込金額40円に350%のプレミアムを付した180円、当初の割当予定先からの提案対比で40円増となった。

貴社は、上記の経緯を経て本払込金額及び本スクイーズアウト価格を決定するに当たっては、貴社及び割当予定先の関連当事者に該当せず、本件第三者割当に関して重要な利害関係を有していない株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」という。）から、貴社株式の価値に係る本株式価値算定書を取得している。

一般的に価値算定の手法には、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」という。）があるところ、本株式価値算定書において価値算定機関からは、DCF法を採用した貴社株式の価値算定結果として1株当たり0円～44円との評価を得ている（以下「本価値算定結果」という。）。

ここで、本株式価値算定書においては、市場株価平均法が用いられていないところ、その理由としては、貴社の2020年12月期決算短信では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を現時点では合理的に算定することが困難であるとして2021年12月期の連結業績予想が公表されていないため、本件取引が実施されない場合に想定される重要な影響が十分に市場価格に反映されていない可能性があることや、2021年3月10日以降、必ずしも貴社の経営状況に関係しない事由により株価が乱高下しており、貴社の企業価値と乖離した価格形成がなされている可能性があること、本件第三者割当及び本件完全子会社化取引の公表に伴い開示される情報のうち本価値算定結果の算定基準日（2021年3月19日）までの市場価格に反映されていない情報が価格形成に相当程度の影響を与える可能性があること等を勘案し、市場株価平均法は貴社の株式価値の算定に当たって適切な手法でないと説明されている。

また、本価値算定結果においては、類似会社比較法が用いられていないところ、その理由としては、これは当該手法において一般的に使用される基準財務指標である利益・純資産・EBITDA等の数値が貴社においては直近でいずれも負の値となっており、適切に類似会社比較法を適用することが困難であり、類似会社比較法は貴社の株式価値の算定に当たって適切な手法でないと説明されている。

一方、本価値算定結果において採用されているDCF法は、事業の将来のキャッシュフロー（収益力）に基づく算定方法であり、事業継続を前提とした場合の価値算定を行う上で適切な手法の一つであると考えられており、本価値算定結果では、貴社が価値算定機関に提供した事業計画等を検討し、算定基準日時点での当該事業計画を前提とした将来のキャッシュフローに基づき、DCF法による株式の価値が算定されている。

ここで、上記の価値算定機関が採用した価値算定手法の妥当性についてみると、2020年12月期決算短信において、2021年12月期の連結業績予想が公表されておらず、本件取引が実施されない場合に想定される重要な影響が十分に市場価格に反映されていない可能性があること、2021年3月10日以降、必ずしも貴社の経営状況に関係しない事由により株価が乱高下しており、貴社の企業価値と乖離した価格形成がなされている可能性があること、本件公表に伴い開示される情報のうち本価値算定結果の算定基準日までの市場価格に反映されていない情報が価格形成に相当程度の影響を与える可能性があることといった事情は、いずれも貴社をとりまく現在の状況に合致しており、市場株価平均法を用いないとするこれらの理由に特段不合理な点はないと考えられる。また、貴社の利益・純資産・EBITDA等の数値がいずれも負の値となっており、適切に類似会社比較法を適用することが困難であるという理由にも特段不合理な点はないと考えられる。したがって、本価値算定結果において、価値算定機関が市場株価平均法及び類似会社比較法を採用しないという判断に、特段不合理な点はないと考えられる。

一方、価値算定機関がDCF法を適用するに当たって前提とした貴社事業計画は、貴社フィナンシャルアドバイザーの助言を得て貴社により作成された2021年12月期から2023年12月期中期計画を使用しているところ、当該計画は、直近の新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、貴社のリゾート挙式事業の再開の目安として2022年1月の海外渡航制限解除を前提とし、二度に亘る緊急事態宣言の発出による影響額の見積もりと2020年12月期決算短信における債務超過公表後の貴社の売上げの傾向を反映したものとして作成されており、その前提等に特段不合理な点はないと考えられる。

以上を踏まえ、貴社事業計画を前提にDCF法を採用とした価値算定機関による本価値算定結果にも特段不合理な点はないと考えられる。

さらに貴社は、価値算定機関から本払込金額及び本スクイーズアウト価格は、それぞれ、貴社及び割当予定先を除く貴社株主にとって、財務的見地から妥当である旨のフェアネス・オピニオンも受領している。

すなわち、本払込金額である40円は、上記の価値算定結果の評価額の範囲内にあり、かつ、価値算定機関から財務的見地から妥当である旨の意見をj得ている。また、本スクイーズアウト価格である180円は、上記の価値算定結果の評価額の上限44円を136円を上回り、かつ、本払込金額に350%のプレミアムを乗じた金額となっており、かつ、価値算定機関から財務的見地から妥当である旨の意見をj得ている。

したがって、上記の交渉経緯を経て決定され、価値算定機関による評価額の範囲内にある本払込金額、及び、かかる本払込金額に350%のプレミアムを付した本スクイーズアウト価格はいずれも公正かつ妥当であると考えられる。

なお、本株式価値算定書において採用されたDCF法に関し、価値算定機関からは「対象会社の事業が計画期間終了後も継続することを前提とした場合の株式価値を算定しており、金融機関からのバックアップが得られない等の要因により、計画期間中あるいは計画期間終了後に事業の継続が困難になる状況は想定されておりません。この点について、このような事業継続が困難になる状況を想定した場合には、本算定書におけるDCF法による算定結果よりも低い株式価値が算定される可能性があります。」との見解が本株式価値算定書において示されている。上記「a. 資金調達必要性」で述べた、貴社の手元の現預金残高の見通し、借入金の状況や、2020年12月期決算短信での債務超過公表後の売上げへの影響等を考慮したとき、本件第三者割当及び本件完全子会社化取引を実施できない場合には、計画期間中に事業継続が困難になる状況に陥る可能性は否定できず、その場合は、貴社の株式価値は上記のDCF法による価値算定結果で示された値を下回ることになる。この点に照らしても、本払込金額及び本スクイーズアウト価格はいずれも公正かつ妥当であると考えられる。

（希薄化について）

上記のとおり、貴社は、一刻も早い資本性の資金調達により債務超過を解消し、信用悪化を食い止めるとともに、売上げが減少する中で運転資金を確保し、事業を継続することが必要不可欠である。上記「a. 資金調達必要性」で述べた今後の資金繰り見通しを踏まえたとき、割当予定先から調達する払込金額総額20億円は貴社の事業継続を可能にするための運転資金として必要な規模である。

したがって、公正かつ妥当であると評価される本払込金額40円を前提にすると、504.57%もの大規模な希薄が生じるものの、上記の本件第三者割当の目的・意義や他に貴社が採りうる手段がないことに照らすと、かかる大規模な希薄化を伴うことにはなお相当性がある。

したがって、本件第三者割当の発行条件には相当性がある。

d. 割当予定先による当社の完全子会社化及び当社株式の上場廃止

上記「a. 資金調達必要性」で述べたとおり、現在の取引金融機関との協議の中では、何らかの資本政策を講じることなくして、2021年3月末に弁済期限を迎える約113億円の借入れについて取引金融機関から返済の猶予を受けられる目途は立っておらず、割当予定先による本件完全子会社化取引を通じたスポンサー支援を受けられない場合、早期に資金繰りはショートし、事業運営の継続が困難になる可能性がある。このような状況下において、貴社の完全子会社化及び貴社株式の上場廃止との方策は、上記のスポンサー選定の過程において唯一具体性かつ法的拘束力を持って提出された割当予定先の提案内容に含まれていたものである。

2021年2月初旬に割当予定先からの提案を受けて以降、貴社は、貴社株式の上場を維持した形でのスポンサー支援の可能性について割当予定先と繰り返し協議を行ったものの、かかる協議の中では、新型コロナウイルス感染症の流行に起因する未曾有の予測困難な経済、社会環境の中、ポストコロナを見据えた抜本的な事業変革を行うにおいては、短期的な業績や株主還元にとらわれることなく、貴社を非公開化し、迅速な意思決定を可能にすることが必要不可欠であるとの割当予定先の意向が示された。

かかる協議も踏まえた上で、貴社としても、上場を維持した上での大規模な増資では、貴社既存株主の保有株式は大幅に希薄化されるのみであり、新型コロナウイルス感染症の影響が当面の間継続することが見込まれ、今後も多額の損失計上が続くことが予想される状況において、貴社が上場を維持したまま、少数株主をさらなるリスクにさらすことは適切ではなく、株式価値が毀損する前に、貴社の少数株主に対して合理的な対価を支払った上で、貴社を非公開化することが少数株主の利益にも資すると判断している。また、上記のスポンサー選定の経緯に照らし、新型コロナウイルス感染症の影響が不透明な環境下において、貴社

の資金繰り見通しに照らし、割当予定先以外の支援者が時機にかなった形で見つかる保証はないと考えられる点も踏まえると、かかる貴社の判断には合理性が認められる。

本件第三者割当及び本件完全子会社化取引の実施に当たり、取引金融機関に対して相当額の債務免除の合意等を要請する中で、貴社の現在及び将来のキャッシュ・フローや足下の資金繰りの状況や新型コロナウイルス感染症に起因する不確実性を踏まえると、上記の本価値算定結果にも表れているとおり、貴社の実勢の株式価値は市場価格に比して著しく低いと考えられる。したがって、この段階で、既存株主に対して上記のとおり公正かつ妥当と認められる本スクイーズアウト対価を支払うことは、少数株主に対しても合理的な救済策となると考えられる。

したがって、本件完全子会社化取引は貴社の少数株主にとって不利益とは認められない。

以上のとおり、本第三者委員会からは、本件第三者割当には必要性及び相当性が認められ、また、本件完全子会社化取引は当社の少数株主にとって不利益とは認められないとの意見が得られております。そして本日付の取締役会において、本第三者委員会の上記意見を踏まえた結果、少数株主への影響を勘案しましても、本新株式の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

(1) 株式併合の目的及び理由

上記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由 (1) 本件第三者割当に至る経緯」に記載のとおり、本件第三者割当を行うとともに、本件完全子会社化取引を実施することが最善の策であるとの結論に達しました。

そこで、当社は、上記のとおり、本日開催の当社取締役会において本件第三者割当を決議し、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを前提に、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件に、当社の株主を割当予定先のみとするために、本株式併合を実施することといたしました。

本株式併合により、割当予定先以外の株主の皆様の保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

(2) 株式併合の要旨

① 株式併合の日程

上記「第1 募集要項、1 新規発行株式」に記載のとおり、本件第三者割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、2021年5月27日開催予定の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議において、本事業再生計画案が本事業再生ADR手続の本対象債権者の合意により成立すること、及び2021年5月28日開催予定の本臨時株主総会における本臨時株主総会付議議案の承認（また、本件第三者割当のうち、本件第三者割当②については、上記に加えて、本件第三者割当に係る定款の一部変更の効力発生）を条件としています。なお、本臨時株主総会による決議は、会社法第206条の2第4項の定める株主総会決議による承認を兼ねるものであります。

また、本株式併合は、本件完全子会社化取引の一部として、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件に実施されるものであるため、本日開催の当社取締役会では、本株式併合に関して、以下のとおり、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行される時点に応じて、複数の効力発生日（以下「本株式併合効力発生日」といいます。）を定める旨の議案を本臨時株主総会に付議することを決議しております。

なお、上記にかかわらず、本出資契約において、割当予定先との間では、原則として、2021年5月31日に払込みを行うことを合意しています。

- a. 2021年6月10日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2021年6月30日とする。
- b. 2021年6月11日以降、2021年7月10日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2021年7月31日とする。
- c. 2021年7月11日以降、2021年8月10日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2021年8月31日とする。
- d. 2021年8月11日以降、2021年8月31日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2021年9月30日とする。

② 株式併合の内容

a. 併合する株式の種類

普通株式

b. 併合比率

本株式併合効力発生日をもって、その前日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社株式について、5,000,000株を1株に併合いたします。

c. 減少する発行済株式総数

59,909,389株

（注） 減少する発行済株式総数は、2020年12月31日現在の発行済株式総数9,909,400株に本件第三者割当により新たに発行される普通株式数50,000,000株を加算した59,909,400株からの減少数です。

d. 効力発生前における発行済株式総数

59,909,400株

（注） 効力発生前における発行済株式総数は、2020年12月31日現在の発行済株式総数9,909,400株に本件第三者割当により新たに発行される普通株式数50,000,000株を加算した株式数です。

e. 効力発生後における発行済株式総数
11株

f. 効力発生日における発行可能株式総数
44株

g. 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額
上記「第3 第三者割当の場合の特記事項、7 株式併合等の予定の有無及び内容 (1) 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、少数株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数（会社法第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、同法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を割当予定先に売却することを予定しております。

この場合の売却価格につきましては、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が所有する当社株式の数に、180円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第56期、提出日2020年3月30日）及び四半期報告書（第57期第3四半期、提出日2020年11月13日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2021年3月19日）までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については、_____ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下の「事業等のリスク」に記載された事項を除き、本有価証券届出書提出日（2021年3月19日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

（事業等のリスク）

有価証券報告書等に記載した事業の概況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

リスク項目	内容	主要な取り組み
① 財務リスク	・営業収益の大幅な落ち込みによる債務超過 ・出入国規制による海外挙式サービス・旅行事業の需要減退 ・日本国内の緊急事態宣言発令等による婚礼・宿泊・宴会等の需要減退	・「WATABE Sustainable Plan」の策定と推進 ・資本増強と手元流動性の確保 ・事業のダウンサイジング等によるコスト削減 ・ポストコロナを見据えた事業戦略の展開
② 新型コロナウイルス感染症	・お客様の当社提供サービス（挙式、旅行、宿泊、宴会、レストラン等）利用意欲の減退 ・挙式列席者数の減少 ・海外渡航制限の継続 ・従業員のウイルス感染、健康被害	・挙式日延期の無料化 ・サービス新基準「安心への5つの約束」の発信 ・WEB接客等のウィズコロナ関連の新サービス提供 ・GO TOキャンペーン向け商品展開 ・お客様、従業員に対する感染者対策等の方針決定、周知徹底 ・在宅・リモートワーク推進 ・健康管理フローの周知徹底 ・資格取得支援、オンライン研修推進
③ グローバルな事業活動	・各国における法制度の改正によるコスト変動 ・国際紛争やテロ等の発生 ・様々な感染症を含む自然災害等の発生	・進出国の分散 ・定期的な現地情報取得と対策協議 ・定期的な現地情報取得 ・国内における対策本部設置
④ 為替変動	・為替の変動によるコスト上昇	・為替予約

リスク項目	内容	主要な取り組み
⑤ 情報管理	・個人情報の漏洩 ・営業情報の漏洩	・社内規程やプライバシーポリシーの整備 ・コンプライアンスに係る社員研修の実施 ・漏洩時の対応マニュアル整備 ・セキュリティ管理ツール導入等の社内管理体制の整備
⑥ 食の安全・安心	・食中毒等発生による営業停止 ・アレルギー食品提供による事故発生	・外部業者による定期検査実施 ・自主チェックの徹底実施 ・マニュアル整備と定期研修の実施 ・対応フローの設定、メニュー表記ルールの徹底

（継続企業の前提に関する重要事象等）

当社グループは、前連結会計年度（2019年12月期）においては堅実に利益を計上し、当連結会計年度（2020年12月期）開始直後は前年同期比を上回る営業収益で推移しておりました。しかし、2020年1月に発生し3月以降拡大した新型コロナウイルス感染症により、当社グループが展開する婚礼・宿泊・飲食・旅行等関連事業は直接悪影響を受け、営業収益は大幅に落ち込み、通期では10,983百万円の営業損失、11,075百万円の経常損失、11,738百万円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上することとなりました。その結果、当連結会計年度末において863百万円の債務超過となっております。

また、昨年末からは当該感染症が再拡大し、年明けの緊急事態宣言再発出に至り、海外への渡航制限の継続や、G0 T0キャンペーンの中断、外出自粛要請などにより当社グループ事業への悪影響は長期化することが予測され、当社グループの2021年度以降の営業収益見通しも不透明な状況となっております。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると認識せざるをえない状況となっております。当社グループは、昨年6月にはコロナ禍への迅速な対応とコロナ収束後の収益回復に備えるために「WATABE Sustainable Plan」を策定し、その諸施策を確実に実施してまいりました。

このような中、当社は、2021年3月19日、興和株式会社（以下「割当予定先」）からスポンサー支援を受け、その完全子会社化となることを目的として、同日付で割当予定先と出資契約（以下「本出資契約」）を締結しました。また、同日開催の取締役会において、当社は、興和株式会社を割当先とする払込金額の総額20億円の第三者割当による当社普通株式（以下「本新株式」）の発行（以下「本件第三者割当」）を実施すること、当社の株主を割当予定先のみとするために、当社株式5,000,000株を1株に併合し、割当予定先以外の当社株主の皆様に対し、当社株主の皆様は保有する当社株式1株当たり180円の金銭を交付すること（以下「本株式併合」といい、本件第三者割当と併せて、「本件完全子会社化取引」）等について、2021年5月28日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」）に付議することを決議しています。

当連結会計年度（2020年12月期）末時点で当社が債務超過に陥っており、かつ、2021年3月末日に弁済期限が到来する借入金について、約定通りに弁済することが困難になるとともに、お取引金融機関からそれらの返済を猶予いただくことも困難になるおそれがあることを踏まえ、本出資契約においては、割当予定先による当社に対するスポンサー支援を実行いただく前提条件として、お取引金融機関による債務免除の合意等を含む事業再生計画案（以下「本事業再生計画案」）を成立させることが定められています。そのため、事業構造を抜本的に見直し、事業再生に向けた収益体質の強化と財務体質の改善を早急に図るとともに、お取引金融機関からかかる債務免除等にご同意いただくべく、2021年3月19日、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「本事業再生ADR手続」）の取扱事業者である事業再生実務家協会に対し、事業再生ADR手続利用についての正式な申込を行い、同日受理されました。

今後、当社は、本事業再生ADR手続の対象となるの全てのお取引金融機関（以下「本対象債権者」）の出席の下、同手続に基づく事業再生計画案の概要説明のための債権者会議（第1回債権者会議）を2021年4月5日に開催し、全ての本対象債権者から「一時停止の通知書」について同意（追認）を得ると共に一時停止の期間を事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時（会議が延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含みます。）まで延長すること等につきご了承をいただく予定です。その後、当社は、割当予定先及び本対象債権者と協議を進めながら、公平中立な立場から事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただき、本事業再生計画案を策定いたします。2021年4月26日に事業再生計画案の協議のための債権者会議（第2回債権者会議）を開催し、本対象債権者に対して本事業再生計画案の具体的な内容についてご説明し、2021年5月27日に開催予定の本事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）において、本対象債権者の合意による本事業再生計画の成立を目指してまいります。

しかしながら、前述のとおり、当社は継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると認識せざるをえない状況となっており、本事業再生ADR手続において本事業再生計画が成立しない場合若しくは本事業再生ADR手続が上記の予定どおりに進行しない場合、本臨時株主総会で本件第三者割当及び本件完全子会社化取引に係る議案のご承認がいただけない場合、又は、割当予定先と締結した本出資契約に定める本件第三者割当及び本件

完全子会社化取引の実施の前提条件が充足されない場合に、割当予定先からのスポンサー支援及びお取引金融機関による債務免除の合意等をいただけないときには、当社の事業の継続は極めて困難になる可能性があります。

また、本事業再生計画案において要請する予定の債権放棄額は、本事業再生計画案が成立した場合には、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第601条第1項第7号に定める上場廃止基準に該当する水準となることが想定されます。

2. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の第56期有価証券報告書の提出日（2020年3月30日）以降、本有価証券届出書提出日（2021年3月19日）までの間において、以下の臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

（2020年4月1日提出の臨時報告書）

1. 提出理由

2020年3月27日開催の当社第56期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

（1）当該株主総会が開催された年月日

2020年3月27日

（2）当該決議事項の内容

第1号議案 取締役11名選任の件

取締役として、渡部秀敏、花房伸晃、小岸弘和、山崎宏治、黒谷和喜、梶原健司、石田晃一、高橋哲也、高橋理人、森川さゆり、山崎想夫を選任するものです。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役として、佐伯照道、中野雄介を選任するものです。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案					
渡部 秀敏	76,304	168	—	(注)	可決 99.26
花房 伸晃	75,883	589	—		可決 98.71
小岸 弘和	76,310	162	—		可決 99.26
山崎 宏治	76,307	165	—		可決 99.26
黒谷 和喜	76,344	128	—		可決 99.31
梶原 健司	70,167	6,305	—		可決 91.27
石田 晃一	70,167	6,305	—		可決 91.27
高橋 哲也	70,164	6,308	—		可決 91.27
高橋 理人	76,344	128	—		可決 99.31
森川 さゆり	76,418	55	—		可決 99.40
山崎 想夫	76,419	54	—		可決 99.41
第2号議案					
佐伯 照道	73,514	2,959	—	(注)	可決 95.63
中野 雄介	76,427	46	—		可決 99.42

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主のうち賛否を確認できた議決権数の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができなかった株主の議決権の数は加算していません。

(2021年3月19日提出の臨時報告書)

1. 提出理由

当社は、2021年3月19日開催の取締役会において、当社の普通株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を目的とする、2021年5月28日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

なお、興和株式会社（以下「割当予定先」といいます。）を割当先とする払込金額の総額20億円の第三者割当による当社普通株式（50,000,000株）（以下「本新株式」といいます。）の発行（以下「本件第三者割当」といいます。）の後に、本株式併合を経て、割当予定先が当社を完全子会社とすること（以下「本件完全子会社化取引」といいます。）が企図されております。

2. 報告内容

(1) 本株式併合の目的

ア. 当社の財務状況及び大規模な資本金の調達必要性

近年、ブライダル市場は少子化に伴う婚姻組数の減少や価値観の多様化による結婚式実施率の低下等により事業環境が厳しさを増していましたが、2020年12月期における当社グループをとりまく経営環境は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、世界的に経済活動が停滞し、企業収益の低下や雇用情勢の悪化が急速に進みました。当社の主たる事業であるブライダル業界におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大により、多くの婚礼が延期やキャンセルとなる等、業界全体に深刻な影響を及ぼしており、大変厳しい状況となっています。

当社の「リゾート挙式」においては、新型コロナウイルス感染症拡大による世界各国での出入国規制や渡航制限の影響を受け、2020年2月後半以降、当社が取扱う海外ウェディング実行エリアの全挙式施設の開催

が不能となりました。沖縄においては、同年4月の緊急事態宣言発令期間中は挙式運営を一時休止したものの、同年6月からの稼働再開後は徐々に回復傾向へと向かいました。しかしながら、感染症再拡大によりその勢いも鈍化し、多くの挙式が延期及びキャンセルとなりました。また、「ホテル・国内挙式」におきましては、ホテル雅叙園東京、メルパルクともに、2020年4月の緊急事態宣言発令期間中は、施設毎に休業及び一部営業自粛等の対応を実施いたしました。宣言解除後、婚礼においては一組当たりの列席人数が減少したものの、実行件数は徐々に回復基調へと向かいました。また、宿泊・レストラン等の館内施設の利用については、国内需要をターゲットとした営業施策を展開し、GO TOキャンペーン政策の追い風もあり一時回復をみせるものの、2020年末の感染症再拡大の影響を受け、再び低迷いたしました。

このような状況を受けて、当社では役員報酬の減額をはじめとした人件費や広告宣伝費の抑制、賃料減額交渉等、様々な費用削減対策を実施いたしました。また、このような厳しい経営環境が一定期間続くことを想定し、2020年6月に、コロナ禍へ迅速な対応とコロナ収束後の収益回復に備えるため「WATABE Sustainable Plan」を策定し、当社グループ全体で更なる対策を推進いたしました。運営効率化や固定費削減を図るべく、一部のリゾート挙式販売店並びに海外エリアの閉鎖・休眠・譲渡の実施、また、それら施策に伴う人員構成の最適化として希望退職の募集を行いました。さらに、お取引金融機関からの借入れや自社保有資産の売却を実施し、手元流動性確保に努める等、経営安定化に資する財務政策を進めました。

こうした施策にもかかわらず、2020年12月期の当社グループの業績は、売上高19,678百万円（前年同一期間比61.1%減）、営業損失10,983百万円（前年同一期間営業利益629百万円）、経常損失11,075百万円（前年同一期間経常利益886百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失11,738百万円（前年同一期間親会社株主に帰属する当期純利益208百万円）となりました。また、連結純資産につきましては、2019年12月期末より12,002百万円減少し、863百万円の債務超過となりました。新型コロナウイルス感染症の収束時期は引き続き不透明であり、今後の営業収益及び財務に及ぼす影響の程度や期間について不確実性があることから、2020年12月末時点において、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる状況にあります。

こうした状況の中、当社は、2020年2月末時点において現預金を約4,360百万円有していましたが、業績の急激な落込みによる資金ショートを回避すべく、2020年4月21日付「資金の借入に関するお知らせ」で開示しておりますとおり、2020年4月下旬に株式会社三菱UFJ銀行、株式会社京都銀行、その他3行のお取引金融機関より、合計13,000百万円の短期借入れによる融資を受けました。その結果、当社グループの現預金額は同月末時点で15,463百万円に増加し、当面の資金繰り懸念は解消された一方で、2020年4月末時点で借入金総額は2020年2月末比約224%増加し、約18,800百万円となりました。

その後、当該借入れについては、約定に従った金融債務の支払いを続けてきましたが、2021年1月7日の緊急事態宣言再発出や、海外への渡航制限の継続、2021年2月15日付「2020年12月期決算短信〔日本基準〕（連結）」において2020年12月末現在の連結債務超過を公表したことによるお客様からの予約数の減少やキャンセル等により、当社の売上げは急激に悪化し、2020年12月末現在で9,193百万円であった当社の現預金残高は、2021年2月末時点で約6,094百万円までに落ち込みました。

これにより、足元の状況においては2021年3月末日に弁済期限が到来する借入金合計11,300百万円について、約定通りに弁済することが困難になるとともに、お取引金融機関からそれらの返済を猶予いただくことも困難になるおそれがあります。そのため、大規模な資本調達を早期に実現できない場合には、当社の足下の資金繰りは困窮し、株式価値が著しく毀損する事態となり得る状況にあります。

イ. スポンサー選定の経緯

上記のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大による悪影響と不確実性や当社をとりまく厳しい経営環境を踏まえ、当社は、第三者からの支援を前提としない「WATABE Sustainable Plan」を策定した上で、2020年8月以降、経営状況改善のための各種施策を実行してきました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて大幅な債務超過となるおそれが生じたことから、早急に資本増強を行う必要があると判断し、2020年11月頃から、50億円規模の増資の引受けに関しスポンサー候補へのコンタクトを開始することとしました。当社をとりまく不確実性と厳しい経営環境に照らし、このように当社の時価総額（2020年12月末時点で約28億円）を大きく上回る規模の多額の資本性資金の出資に、当社が希望する時間軸で応じられるスポンサーの選定は相当程度困難であると見込まれました。そのため、当社は、フィナンシャル・アドバイザーとして株式会社KPMG FAS（以下「KPMG FAS」といいます。）を起用し、同社を通じて、2020年11月以降、当社事業に関する理解を有しかつ事業面でのシナジーを期待できる事業会社を中心に21社に当社へのスポンサー支援を打診しました。ところが、同年11月下旬頃から新型コロナウイルス感染症の国内新規感染者数が急増し、当社をとりまく経営環境の悪化を受け、一次的な意向表明に至ったのは事業会社2社のみに留まり、それらの候補者による検討の継続も困難となる可能性を認識しました。そこで、2020年12月以降、KPMG FASを通じて、追加的に金融投資家等30社にも当社に対するスポンサー支援の検討を依頼しました。その後、2021年1月7日に再度の緊急事態宣言が発出されたことにより国内事業の足下の業績に予想以上の下振れが発生し、ほとんどのスポンサー候補から、検討継続が困難である旨の回答が寄せられました。以上のような度重なる状況の悪化はあったものの、2021年2月初旬に割当予定先から、具体的な内容を伴い、か

つ、法的拘束力のある最終意向表明書を受領しました。一方で、割当予定先の他に、当社が必要とする時間軸での資本増強とお取引金融機関からの当社支援に対する合意形成を実現可能とするスポンサー支援について、具体性を伴った提案を行った候補者はありませんでした。

割当予定先が提出した当該最終意向表明で示された提案概要は以下のとおりでした。

- ・総額20億円の普通株式発行（1株当たり払込金額140円）による第三者割当増資、及び1株当たり払込金額と同額の1株当たり対価による株式併合を利用したスクイーズアウトによる完全子会社化
- ・かかる第三者割当増資及びスクイーズアウトを行う前提条件として、既存のお取引金融機関からの既存借入れについての債務免除、及び債務免除後の債務残高の長期借入れへの転換
- ・完全子会社化後の割当予定先による債務免除後の債務残高に対する債務保証、及び追加運転資金の需要が生じた場合の資金繰り維持

かかる最終意向表明を受けて、当社は、2021年2月中旬から、割当予定先との間で当社に対するスポンサー支援に関する具体的な協議を開始しました。

割当予定先である興和グループは、1894年の創業以来、その120年を越える歴史の中で、「堅実なモノづくりの精神」と「常に時代の変化をとらえチャレンジする進取の精神」を両輪として発展を続けており、医薬事業、産業関連事業、生活関連事業、環境・省エネ事業、不動産事業、ホテル事業及び食品事業の各事業分野で、ライフスタイルの変化をとらえ、人々が健康を楽しんで暮らしていくことをテーマにした商品開発や、省エネ技術の追求、そしてまた地球環境にやさしい製品作りを力強く推進している企業です。特に、ホテル事業では、ハワイにおいて海外マーケットに向けたフラッグシップとなるラグジュアリーコンセプトブランド第1号施設となる「ESPACIO THE JEWEL OF WAIKIKI」をオープンし、国内では、より一層ホスピタリティの高いサービスの提供に努めるとともに、ラグジュアリービジネスへの参入及びブランディング戦略の基礎を固め、運営体制の確立を進める等の事業展開を行っています。

割当予定先は、本件第三者割当による当社への出資を通じて総額20億円という規模の資金提供を実施する意向を表明するとともに、新型コロナウイルス感染症が再拡大し、年明けの緊急事態宣言再発出に至り、海外への渡航制限の継続や、GO TOキャンペーンの中断、外出自粛要請が継続するという当社のとりまく厳しい経営環境や不確実性が存在する中、本件完全子会社化取引後の割当予定先による債務免除後の債務残高に対する債務保証、及び追加運転資金の需要が生じた場合の資金繰り維持を含む、資金・資本面の支援についての具体的な提案をしました。加えて、割当予定先が当社グループの早期の経営改善及び中長期的な視野に立った成長の実現に向けて当社グループと協力して取り組む強い意向を表明する等、上記の当社をとりまく状況を踏まえたスポンサー選定において重要と考えられる考慮要素に照らして、当社は割当予定先が最適のスポンサー候補であると判断しました。

一方、上記のスポンサー選定の過程において、割当予定先以外の事業会社及び金融投資家から、当社が必要とする時間軸で、多額の将来期間損失等も踏まえた資本増強とそれに伴う信用不安の払しょく、お取引金融機関からの当社支援に対する合意形成を実現可能とする支援策についての具体的な提案は得られませんでした。

当社は、2020年12月期末において863百万円の連結債務超過となるとともに、今後も多額の損失計上が続くことが予想され、2021年3月末日に弁済期限が到来する借入金合計11,300百万円について、約定通りに弁済することが困難になるとともに、お取引金融機関からそれらの返済を猶予いただくことも困難になるおそれがある中で、このタイミングで割当予定先に対する本件第三者割当の実施を決定することが、当社のとり得る唯一かつ最善の策であると判断いたしました。

ウ、当社の非公開化を前提とする割当予定先からの最終提案に至った経緯

上記のスポンサー選定の過程において、当社は、割当予定先からのデュー・ディリジェンスを受けつつ、当社に対するスポンサー支援の具体的な内容についての協議を続けましたが、割当予定先は、上記提案を行うにあたって、当社の事業の再生のために必要な資金を供給しつつ、当社の株主の皆様にもご納得いただける方法を真摯に検討したとのこと。割当予定先としては、デュー・ディリジェンスの結果として当社にとって厳しく、不透明な事業環境が続く中、一刻も早く本件のクロージングを目指すことが、当社のブランド力をはじめとする強みを維持し、企業価値の毀損を食い止め、新型コロナウイルス感染症の影響が解消した後を見据えた事業改革を推し進める上で重要であると考えているに至ったとのこと。

さらに、当社の時価総額に比してこのような大規模な資本注入を行う前提としては、割当予定先としては、当社をとりまく厳しい経営環境や不確実性に照らして、当社を非公開化して迅速かつ抜本的な改革を行う体制を確保することが必要不可欠と考えているとのこと。具体的には、割当予定先は、同社が運営する各ホテルにおける婚礼事業の協業、高級路線を想定したブランド戦略の相互協力、同社所有の様々な富裕層向けコンテンツを用いた新婚礼プランの造成、当社が運営する目黒雅叙園と同社が運営する各ホテル間の相互送客、ホノルルでの婚礼ゲストに対する同社所有ホテル内のスパやレストランのサービス提供、同社グループの商社機能を活用した諸物資の調達等を想定しており、事業面での大きなシナジー効果が期待でき、本件取引は、中長期的な視点で両社の発展を可能とする機会であると考えているとのこと。

また、割当予定先としては、上場を維持した上での大規模な増資では、当社の少数株主の保有株式は大幅に希薄化されるのみであり、かつその後の事業改革は、中長期的には当社事業の改善に資すると考えているものの、新型コロナウイルス感染症の影響が当面の間継続することが見込まれる中で、今後も多額の損失計上が続くことが予想される状況においては、当社が上場を維持したまま上記の施策を実施し、少数株主を更なるリスクにさらすことは適切ではなく、当社の少数株主に対して合理的な対価を支払った上で、当社を非公開化することが当社の少数株主の利益にも資すると考えたとのことです。

特に、割当予定先としては、既に当社が債務超過に陥っており、かつ、2021年3月末日に弁済期限が到来する借入金について、約定通りに弁済することが困難になるとともに、お取引金融機関からそれらの返済を猶予いただくことも困難になるおそれがあり、下記エ、記載のとおり、本事業再生ADR手続において本対象債権者に対して多額の将来期間損失等も踏まえた相当額の債務免除の合意等をお願いする中、当社の現在及び将来のキャッシュ・フローや足下の資金繰りの状況や新型コロナウイルス感染症に起因する不確実性を踏まえると、当社の実勢の株式価値は市場価格に比して著しく低く、かつ仮に大規模な資金注入が早期に実行されなければ、当社の足下の資金繰りは極めて困窮することになるため、この段階で、少数株主に対して本件第三者割当における本新株式の払込金額に対してプレミアムを付した金額を支払うことは、少数株主に対しても救済策となるものであると考えたとのことです。

エ. 債務免除の要請及び本事業再生ADR手続の正式申込

上記のとおり、割当予定先による当社に対するスポンサー支援を実行する前提として、2020年12月末時点で当社が債務超過に陥っており、かつ、2021年3月末日に弁済期限が到来する借入金について、約定通りに弁済することが困難になるとともに、お取引金融機関からそれらの返済を猶予いただくことも困難になるおそれがあることを踏まえ、割当予定先からは、割当予定先と締結する出資契約の締結・公表と同時に本事業再生ADR手続の正式申込み・公表を行うこと及び本件第三者割当に係る払込みの条件として本対象債権者による債務免除の合意等を含む本事業再生計画案を成立させることが求められました。そのため、事業構造を抜本的に見直し、事業再生に向けた収益体質の強化と財務体質の改善を早急に図るとともに、かかる債務免除にご同意いただくべく、当社は、本日付「事業再生ADR手続の正式申込及び受理に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、事業再生ADR手続の取扱事業者である事業再生実務家協会に対し、事業再生ADR手続利用についての正式な申込みを行い、本日受理されるとともに全お取引金融機関に対して「一時停止の通知書」を送付しました。この「一時停止の通知書」の送付により、本対象債権者に対する借入金について、本対象債権者による個別の権利行使を控えていただく効果が伴います。また、当該一時停止を2021年4月5日開催予定の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の概要説明のための債権者会議（第1回債権者会議）で本対象債権者に同意（追認）いただいた場合には、2021年5月27日に開催予定の事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）までの間、返済を猶予いただくこととなります。

このように今後、当社は、本事業再生ADR手続において、全ての本対象債権者の出席の下、同手続に基づく事業再生計画案の概要説明のための債権者会議（第1回債権者会議）を2021年4月5日に開催し、全ての本対象債権者の皆様から「一時停止の通知書」について同意（追認）を得るとともに一時停止の期間を事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時（会議が延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含みます。）まで延長することにつきご了承をいただく予定です。その後、2021年4月26日に事業再生計画案の協議のための債権者会議（第2回債権者会議）を開催し、本対象債権者に対して本事業再生計画案の具体的な内容についてご説明し、2021年5月27日に開催予定の事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）において、本対象債権者の合意による本事業再生計画の成立を目指してまいります。本事業再生計画の概要は以下のとおりであり、今後、第2回債権者会議において対象債権者となる全お取引金融機関に対しては相当額の債務免除等にご同意いただくことを要請する予定です。

このように、当社は、本事業再生ADR手続の成立を目指しているものの、本事業再生ADR手続の成立には、全てのお取引金融機関が事業再生計画案に同意いただく必要があり、かかる事業再生計画案の策定に向けて、引き続き、お取引金融機関からのご支援をいただきつつ、協議を継続してまいります。

なお、本事業再生ADR手続は、お取引金融機関のみを対象に進められる手続ですので、当社グループで挙式や婚礼・宿泊・宴会利用等のご予約をいただいているお客様や現在当社グループとお取引をいただいている一般のお取引先の皆様に影響を及ぼすものではなく、従来どおりのサービス提供を継続してまいります。

（本事業再生計画案の概要）

・本件第三者割当及び本件完全子会社化取引

- ① 当社は割当予定先に対して本件第三者割当を実施する。
- ② 本件第三者割当の完了後、本株式併合の効力発生に先立ち、当社は当社大株主からその所有する当社の普通株式の一部を無償で譲り受ける（無償譲渡の対象となる株式数は、本株式併合の効力発生前時点において当社大株主が所有する当社の普通株式の数に180分の140を乗じた数（但し、1株未満の端数は切り捨てる。）とする。）。
- ③ 本件第三者割当の完了後、当社は5,000,000株を1株に併合する本株式併合を実施する。
- ④ 本株式併合の完了後、当社は裁判所の許可を得た上で1株未満の端数の合計数（1株に満たない端数は切り捨てる。）に相当する数の株式を割当予定先に売却し、得られた代金を端数所有者に分配する。

・債権放棄

本対象債権者は、当社による本対象債権者からの借入金185億円（2020年12月末時点連結精算表残高）（以下「対象借入債務」といいます。）の一部について債権放棄を行う。

・残債務の弁済計画

本対象債権者は、上記の債権放棄後の対象借入債務の残高について、弁済を一定期間猶予する。

・残債務の保証

割当予定先は、本対象債権者に対して出資契約の締結日以降速やかに（遅くとも本事業再生ADR手続における事業再生計画案の決議のための債権者会議の前に）、当社及び本対象債権者との間の残存する借入金残高の条件変更に係る契約（割当予定先が合理的に満足する内容であることを要する。）の締結及び本件第三者割当の実行完了を条件として上記の債権放棄後の対象借入債務の残高について連帯保証を行う旨の保証書を差し入れる。

・資金繰り支援

割当予定先は、本件第三者割当の実行完了後、当社の資金需要が生じた際には、その責任において当社の資金繰りを支援する。

オ、本件第三者割当が当社及び当社の株主の皆様にとって最善の策であるとの判断に至った理由

上記イ、の割当予定先からの最終提案は、当社の既存株式の大幅な希薄化のみならず、当社の非公開化も含むものであり、当社の株主の皆様にも重大な影響を与えるものであったため、当社としても慎重な検討を行いました。

まず、当社は、割当予定先の最終提案に先立ち、フィナンシャル・アドバイザーであるKPMG FASを通じて、割当予定先以外の複数のスポンサー候補とも接触し、当社に対する支援の可能性について協議しましたが、割当予定先のほかに、当社が必要とする時間軸で、多額の将来期間損失等も踏まえた資本増強とそれに伴う信用不安の払しょく、お取引金融機関からの当社支援に対する合意形成を実現可能とする支援策の提案はなく、これらのスポンサー候補による支援をさらに検討することはできないとの判断に至りました。また、割当予定先は、当社との協業の可能性等に関する協議や同社の営むホスピタリティ事業を踏まえて当社事業に対する深い理解を有しており、当社グループの早期の経営改善及び中長期的な視野に立った成長の実現に向けて真摯に分析・協議を行い、上記イ、に記載されるような具体的な支援策の提案を行っており、資金面においては当社に対する出資と少数株主への皆様に対する合理的な対価の支払い、本件完全子会社化取引後の債務免除後の債務残高に対する債務保証、及び追加運転資金の需要が生じた場合の資金繰り維持を提案するのみならず、事業面においても、当社の企業価値を向上させるパートナーとして、他のスポンサー候補よりも優れていました。

また、経営改善施策の検討を進める過程で、割当予定先は、そのホテル事業での経験を通じて、当社が営むホスピタリティ事業に対する深い理解を有しており、当社グループの早期の経営改善及び中長期的な視野に立った成長の実現に向けて当社グループと協力して取り組む強い意向を表明したことで、最善の支援先であると判断しました。なお、より詳細な施策の内容については、本件完全子会社化取引の実施後、割当予定先とも協議のうえ最終的に決定し、実行してまいります。

かかる観点から検討した結果、当社は、上記イ、の割当予定先からの最終提案の前提となる考え方は、当社の中長期的な成長を実現するために現実的かつ具体的な方向性を示すものとして当社の上記の考え方と整合していると判断しました。

具体的には、割当予定先の指摘する総額20億円規模の資金注入の必要性については、既に当社が債務超過に陥っており、かつ、2021年3月末日に弁済期限が到来する借入金について、約定通りに弁済することが困難になるとともに、お取引金融機関からそれらの返済を猶予いただくことも困難になるおそれがある中で、本件第三者割当によって調達する資金を賃料・人件費等、事業推進に係る運転資金に充当する必要がある、当社としても必要不可欠と考えるものでした。そして、割当予定先の意向にもあるとおり、当社にとって厳しく、不透明な事業環境が続く中、一刻も早く本件のクロージングを目指すことが、当社のブランド力をはじめとする強みを維持し、企業価値の毀損を食い止め、新型コロナウイルス感染症の影響が解消した後を見

据えた事業改革を推し進めることは、当社としても不可欠と考えるものであり、こうした抜本的な事業改革を行う上での様々な施策の実行のためには、新型コロナウイルス感染症の影響が当面の間継続することが見込まれる中で、今後も多額の損失計上が続くことが予想される状況においては、当社が上場を維持したまま上記の施策を実施し、少数株主を更なるリスクにさらすことは適切ではないと考えました。そのため、当社は、上場を維持したまま当社グループの事業継続及び中長期的な成長の実現のために必要な資金を調達し、大規模な経営改善施策を短期間に行うことは難しいと考えるに至り、当社の少数株主の皆様に対して合理的な対価を支払うとともに、当社株式の上場を廃止した上で、事業改革を行わざるを得ないとするに至りました。割当予定先の最終提案にある、本株式併合に伴う端数処理により当社の少数株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭の額については、下記「(3) 会社法第234条の規定により1株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法、当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の算定根拠」に記載のとおり、当社としても相当であると判断しており、当社の非公開化に際して少数株主の皆様へ支払われる対価として合理的であると考えています。

以上のような検討及び協議の結果、調達金額の規模、実施可能時期・実現可能性、資金調達後の安定的な事業継続等の観点から、割当予定先の提案内容のほかに実現可能な支援策の提案は存在せず、当社は、上記イ.の割当予定先からの提案を受け入れ、割当予定先に対する第三者割当の方法により、総額20億円の融資を受けるとともに、本株式併合を通じて当社を割当予定先の完全子会社とすること（本件完全子会社化取引）により割当予定先と当社が一体となって、柔軟かつ機動的に経営戦略を推進することが、当社グループの事業継続及び中長期的な成長に最も資するとともに、当社の少数株主の皆様を更なるリスクにさらす事態を避けることにつながると考えられることから、最善の選択肢であるとの最終的な判断に至りました。また、割当予定先からは、本件完全子会社化取引後は、当社の完全親会社として、中長期的な視野に立った成長の実現に向けて当社グループと協力して取り組む強い意向の表明を受けており、割当予定先は最善のスポンサー候補であると考えています。

以上の観点から、当社は、当社の資金面及び事業面の双方の支援の観点から、割当予定先からの最終提案が当社の企業価値向上のためには最善の策であり、かつ、当社の現状に鑑みると、当社の株主の皆様にとっても最善の策であると考えています。

(2) 本株式併合の割合

下記「(4) 本株式併合がその効力を生ずる日」に定義する本株式併合効力発生日をもって、その前日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社株式について、5,000,000株を1株に併合いたします。

(3) 会社法第234条の規定により1株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法、当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の算定根拠

ア. 1株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法

本株式併合により、割当予定先以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数（会社法第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を割当予定先に売却することを予定しております。

イ. 当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の算定根拠

端数処理により株主の皆様へ交付されることが見込まれる金銭の額（以下「本株式併合交付見込金額」といいます。）は、株主の皆様が所有する当社株式の数に、本件第三者割当における本新株式の払込金額（40円）に対して350%のプレミアムを付した金額である180円を乗じた金額に設定することを予定しております。

この本株式併合交付見込金額は、本株式併合を目的とする本臨時株主総会の招集に係る取締役会決議日（以下「本取締役会決議日」といいます。）の直前営業日である2021年3月18日の東京証券取引所における当社株式の終値（以下「終値」といいます。）407円に対しては、55.8%のディスカウント、本取締役会決議日の直前1ヶ月間（2021年2月19日から2021年3月18日まで）の終値の平均値である375円（円未満四捨五入）に対しては52.0%のディスカウント、同直前3ヶ月間（2020年12月19日から2021年3月18日まで）の終値の平均値である317円（円未満四捨五入）に対しては43.2%のディスカウント、同直前6ヶ月間（2020年9月19日から2021年3月18日まで）の終値の平均値である307円（円未満四捨五入）に対しては41.4%のディスカウントとなります。

上記のとおり、本新株式の払込金額及び本株式併合交付見込金額は、既に当社が債務超過に陥っており、今後も多額の損失計上が続くことが予想され、かつ、2021年3月末日に弁済期限が到来する借入金につ

いて、約定通りに弁済することが困難になる中で、本対象債権者であるお取引金融機関に相当額の債務免除等にご合意いただく必要がある状況を踏まえ、上記「(1) 本株式併合の目的」に記載のスポンサー選定の過程を経て選定された割当予定先や当社大株主との間の真摯な協議・交渉を経た結果として、最終的に合意されたものです。

具体的には割当予定先から2021年2月初旬受領した当初提案においては、払込金額総額20億円、1株当たり払込金額140円、本株式併合に係る端数処理により株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭（以下「スクイーズアウト対価」といいます。）140円との提案がなされました。その際、新型コロナウイルス感染症の影響の不確実性を考慮し、当社の今後の財務状態がさらに悪化する可能性を踏まえ、スポンサー支援の条件として、お取引金融機関から相当額の債務免除等の同意を得ることが前提とされていました。かかる提案を受けて、当社は、割当予定先に対して、割当予定先が支払う払込金額及びスクイーズアウト対価の総額の増加の余地を確認したところ、割当予定先からは、債務免除額を増加させない限り、かかる払込金額及びスクイーズアウト対価の総額の増加する余地はないとの明確な回答が示されました。

一方で、既に債務超過の状況にある当社が、かかるスポンサー支援の条件である債務免除等についてお取引金融機関からの同意を得るためには、お取引金融機関の意向を踏まえ、株主責任を明確化することが必要不可欠でした。具体的には、お取引金融機関からは、債務免除を必要とする状況においては、既存株式に支払われる対価は備忘価格であるべきとの強い意向が繰り返し示されました。

このような割当予定先及びお取引金融機関双方の意向を踏まえ、当社は、お取引金融機関から債務免除等への同意を得つつ、少数株主に支払う金額を可及的に最大化するため、当社大株主に対して、保有株式の一部について無償譲渡に応じるよう要望し、当社大株主と協議を行いました。こうした当社の要望に対し、本件第三者割当及び本件完全子会社化取引の必要性と少数株主の皆様へ支払う金額の最大化という目的について全ての当社大株主からのご理解をいただくことができ、当社大株主の保有株式のうち180分の140の割合に相当する数の株式を本株式併合に先立ち当社に無償で譲渡することに合意いただきました。

前述のとおり、当社は、2020年12月期末現在で債務超過に陥るとともに、2021年1月7日の緊急事態宣言再発出や、海外への渡航制限の継続、2021年2月15日付「2020年12月期決算短信〔日本基準〕（連結）」において2020年12月末現在の連結債務超過を公表したことによるお客様からの予約数の減少やキャンセル等により、当社の売上げは急激に悪化し、2020年12月末現在で9,193百万円であった当社の現預金残高は、2021年2月末時点で約6,094百万円までに落ち込みました。このような当社の足元の財務状況及び資金繰りの状況を踏まえると、資本及び手元の運転資金の拡充が急務となっております。足元の資金繰り状況は、2021年3月末に返済期限を迎える借入金を返済するための十分な現預金を有しておらず、また、足元の売上高の減少により、お取引金融機関の既存借入金の返済を猶予をいただいたとしても、本年夏頃には当社の現預金水準は当社の事業継続のために必要な水準である最低現預金の水準である30億円を下回ることが見込まれています。これまでのスポンサー候補の選定過程に照らすと、当社株式に対する公開買付けを通じたスポンサー支援策を提示できる候補者を選定する時間的余裕はなく、当社の今後の財務状況や新型コロナウイルス感染症の影響の不透明な状況において、今後そうした候補が見つかる可能性は極めて乏しいと当社は考えております。一般のお客様から前受金をお預かりしている当社において、資金繰りが枯渇することによる法的整理手続に至る事態を避けることは必須であり、割当予定先に対する本件第三者割当及び本件完全子会社化取引の実施が、当社のとり得る唯一かつ最善の策であると判断しております。

このような経緯を経て決定された本新株式の払込金額及び本株式併合交付見込金額は、総額20億円規模の資本金の調達が必要不可欠となっている当社をとりまく状況、本件第三者割当及び本件完全子会社化取引が実現しない場合や本事業再生ADR手続において本事業再生計画が本対象債権者の同意によって成立しない場合には法的整理手続に至る可能性が高まるという事実、当社の事業計画を踏まえた価値算定結果や債務免除を前提としないスポンサー支援提案が得られなかったという事実を踏まえれば、当社及び少数株主の皆様にとって現時点で最善の条件であると判断しています。

また、当社は、本新株式の払込金額及び本株式併合交付見込金額を決定するに際して、また、本臨時株主総会における株主の皆様のご参考のために、株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」といいます。）から2021年3月19日付で、株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）並びに本新株式の払込金額及び本株式併合交付見込金額が割当予定先を除く当社の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）（以下「フェアネス・オピニオン」といいます。）を取得しております。

本株式価値算定書によれば、DCF法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は0円から44円とされています（以下「本価値算定結果」といいます。）。その詳細は、下記「ウ、本件完全子会社化取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置 ① 当社における独立した第三者算定機関からの算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」をご参照下さい。当社は、本件第三者割当における本新株式の払込金額（40円）及び本株式併合交付見込金額（180円）につきましては、赤坂国際会計から取得した本株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンに照らし、妥当であると判断しております。

本株式価値算定書において赤坂国際会計が算定した当社株式の株式価値は、下記「ウ、本件完全子会社化取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置 ① 当社における独立した第三者

算定機関からの算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、①市場株価平均法、②類似会社比較法及び③ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各算定方法のうち、③DCF法を採用した算定されております。

このうち、①市場株価平均法については、当社の2020年12月期決算短信において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を現時点では合理的に算定することが困難であることを理由として2021年12月期の連結業績予想を公表していないため、本件第三者割当及び本件完全子会社化取引が実施されない場合に想定される重要な影響が十分に市場価格に反映されていない可能性があること、2021年3月10日以降、必ずしも当社の経営状況に関係しない事由により株価が乱高下しており、当社の企業価値と乖離した価格形成がなされている可能性があること、本件第三者割当及び本件完全子会社化取引の公表に伴い開示される情報のうち本価値算定結果の算定基準日（2021年3月18日）までの市場価格に反映されていない情報が価格形成に相当程度の影響を与える可能性があること等を勘案して、①市場株価平均法は当社の株式価値の算定に当たって適切な手法でないとされていますが、これらの事情はいずれも当社をとりまく現在の状況に合致しており、妥当な理由であると考えられ、市場株価平均法により算定された当社株式の1株当たりの株式価値を、当社の現在の状況を当社株式の株式価値に公正に反映した結果として採用すべきであるとの判断には至りませんでした。

②類似会社比較法については、当社の利益・純資産・EBITDA等の数値がいずれも負の値となっており、適切に類似会社比較法を適用することが困難であるとの理由は、当社をとりまく現在の状況に合致しており、妥当な理由であると考えられ、類似会社比較法により算定された当社株式の1株当たりの株式価値を、当社の現在の状況を当社株式の株式価値に公正に反映した結果として採用すべきであるとの判断には至りませんでした。

③DCF法については、事業継続を前提とした場合の株式価値算定を行う上で適切な手法であると一般に考えられており、とりわけ、上記「(1) 本株式併合の目的」に詳細に記載した当社の財務状況を踏まえ、当社が直近の新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、当社のリゾート挙式事業の再開の目安として2022年1月の海外渡航制限解除を前提とし、二度に亘る緊急事態宣言の発出による影響額の見積もりと2020年12月期決算短信における債務超過公表後の当社の売上げの傾向を反映したものとして作成した今後約3年間の事業計画を前提として、当社の事業の継続を前提に独自のリターン・リスク評価を行う算定手法である点で、当社の財務状態を可及的に正確に反映することが可能な適切な算定手法であると考えられます。また、本新株式の払込金額及び本株式併合交付見込金額は、上記のとおり割当予定先との協議及び交渉を経て決定したところ、割当予定先が当社への出資の検討に際して重視したのは、現在の市場株価よりも、当社の実際の財務状態及び将来の事業展望であり、当社の事業計画を前提とし、当社の財務状態を可及的に正確に反映することが可能であると考えられるDCF法による算定結果（0円から44円）は、割当予定先との協議及び交渉において当社株式の株式価値に関する考え方を相互に突合する上で有用であると考えました。

以上のことから、本新株式の払込金額を決定する上では、本株式価値算定書で示されたDCF法による算定結果（0円から44円）を参照し、割当予定先、お取引金融機関及び当社大株主との間の協議及び交渉の結果を踏まえ、上記のとおり、本新株式の払込金額を、本株式価値算定書のDCF法による算定結果の範囲内である、1株当たり40円に決定しました。かかる払込金額は、直近の当社の市場株価から大幅なディスカунトとなるものの、総額20億円規模の資本金の調達が必要不可欠な状況の下で、複数のスポンサー候補への打診を経て選定された割当予定先並びにお取引金融機関及び当社大株主の間での真摯な協議・交渉を経た結果として最終的に合意されたものであることに加え、本株式価値算定書の算定結果の範囲内であることから、公正かつ妥当な金額であると判断しました。

また、本株式併合交付見込金額は、少数株主の皆様にお支払いする金額を可及的に最大化すべく、上記の協議・交渉を経た結果として合意されたものであり、これは上記の価値算定結果の評価額の上限44円を136円を上回り、かつ、本払込金額に350%のプレミアムを乗じた金額となっていることから、公正かつ妥当な金額であると判断しました。

なお、本価値算定書では、当社の事業が計画期間終了後も継続することを前提とした場合の株式価値を算定しており、計画期間中あるいは計画期間終了後に事業の継続が困難になる状況は想定されておらず、事業継続が困難になる状況を想定した場合には、本価値算定書におけるDCF法による算定結果よりも低い株式価値が算定される可能性があるとの見解が本価値算定書において示されているところ、上記「(1) 本株式併合の目的」で述べた、当社の手元の現預金残高の見通しや借入金の状況や、2020年12月期決算短信での債務超過公表後の売上げへの影響等を考慮したとき、本件第三者割当及び本件完全子会社化取引を実施できない場合には、計画期間中に事業継続が困難になる状況に陥る可能性は否定できず、その場合は、当社の株式価値は上記のDCF法による価値算定結果で示された値を下回ることになり、この点に照らしても、本払込金額及び本株式併合交付見込金額はいずれも公正かつ妥当な金額であると判断しました。

ウ、本件完全子会社化取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

① 当社における独立した第三者算定機関からの算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

当社は、本新株式の払込金額及び本株式併合交付見込金額を決定するに際して、また、本臨時株主総会における株主の皆様の議決権行使のご参考のために、第三者算定機関である赤坂国際会計に対して、当社

株式の株式価値算定並びに本新株式の払込金額及び本株式併合交付見込金額が割当予定先を除く当社の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）の提出を依頼しました。なお、第三者算定機関である赤坂国際会計は、当社及び割当予定先の関連当事者には該当せず、本件完全子会社化取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

赤坂国際会計は、当社株式の株式価値の算定手法を検討した結果、①市場株価平均法、②類似会社比較法及び③DCF法の各算定方法のうち、③DCF法を採用して、当社株式の株式価値の算定を行い、当社は赤坂国際会計から2021年3月19日付で、本株式価値算定書を取得しております。

また、当社は、赤坂国際会計から本新株式の払込金額及び本株式併合交付見込金額が、それぞれ、当社及び割当予定先を除く当社株主にとって、財務的見地から妥当である旨の本フェアネス・オピニオンを取得しております。

本株式価値算定書によれば、③DCF法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は0円から44円とされています。

赤坂国際会計が当社株式の株式価値の算定に③DCF法を採用した理由は以下の通りです。

まず、①市場株価平均法については、当社の2020年12月期決算短信において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を現時点では合理的に算定することが困難であることを理由として2021年12月期の連結業績予想を公表していないため、本件第三者割当及び本件完全子会社化取引が実施されない場合に想定される重要な影響が十分に市場価格に反映されていない可能性があること、2021年3月10日以降、必ずしも当社の経営状況に関係しない事由により株価が乱高下しており、当社の企業価値と乖離した価格形成がなされている可能性があること、本件第三者割当及び本件完全子会社化取引の公表に伴い開示される情報のうち本価値算定結果の算定基準日（2021年3月19日）までの市場価格に反映されていない情報が価格形成に相当程度の影響を与える可能性があること等を勘案し、①市場株価平均法は当社の株式価値の算定に当たって適切な手法でないとして説明されています。

また、②類似会社比較法については、当該手法において一般的に使用される基準財務指標である利益・純資産・EBITDA等の数値が当社においては直近でいずれも負の値となっており、適切に類似会社比較法を適用することが困難であり、類似会社比較法は当社の株式価値の算定に当たって適切な手法でないとして説明されています。

一方、本価値算定結果において採用されている③DCF法は、事業の将来のキャッシュフロー（収益力）に基づく算定方法であり、事業継続を前提とした場合の価値算定を行う上で適切な手法の一つであると考えられており、本価値算定結果では、当社が価値算定機関に提供した事業計画等を検討し、算定基準日時点での当該事業計画を前提とした将来のキャッシュフローに基づき、DCF法による株式の価値が算定されています。

DCF法を用いて当社株式価値の算定をするに当たって、本株式価値算定書では、当社が作成した2021年12月期から2023年12月期までの事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、当社が2021年12月期以降、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値を評価しております。割引率は、加重平均資本コスト（WACC）である8.1%～18.7%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を-0.5%～0.5%とし、実効税率は30.6%とし、ネット有利子負債は2020年12月末時点での有利子負債残高（18,549百万円）から余剰現預金残高（現預金9,193百万円から必要運転資金3,000百万円を控除した6,193百万円）を控除した金額により算定し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は、0円から44円と算定されております。

なお、赤坂国際会計が、DCF法の算定の前提とした当社の事業計画に基づく財務予測は以下のとおりです。以下の財務予測は本件第三者割当及び本件完全子会社化取引の実施を前提としたものではありません。また、以下の財務予測は、直近の新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、当社のリゾート挙式事業の再開の目安として2022年1月の海外渡航制限解除を前提とし、二度に亘る緊急事態宣言の発出による影響額の見積もりと2020年12月期決算短信における債務超過公表後の当社の売上げの傾向を反映したものとして作成しています。

(単位：百万円)

	2020年12月期実績	2021年12月期計画	2022年12月期計画	2023年12月期計画
売上高	19,678	23,742	36,628	31,435
営業利益	△10,983	△7,080	△164	1,651
E B I T D A	△9,266	△5,419	1,431	3,169
フリー・キャッシュ・フロー	—	△5,823	1,692	1,636

なお、本価値算定書において採用されたDCF法に関し、本価値算定書では、当社の事業が計画期間終了後も継続することを前提とした場合の株式価値を算定しており、金融機関からのバックアップが得られない等の要因により、計画期間中あるいは計画期間終了後に事業の継続が困難になる状況は想定されており、この点について、このような事業継続が困難になる状況を想定した場合には、本価値算定書におけるDCF法による算定結果よりも低い株式価値が算定される可能性があるとの見解が本価値算定書において示されています。

② 当社の経営者から一定程度独立した者からの意見の取得

当社は、当社の意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保すべく、当社の経営者から一定程度独立した者として、社外有識者である牧直樹氏（社外有識者 樹陽法律事務所 弁護士。2021年3月25日開催の当社定時株主総会における新任社外監査役候補。なお、同氏が当社社外監査役に選任された場合、同氏を当社の独立役員として東京証券取引所に届け出る予定です。）並びに当社の取締役である高橋理人氏及び森川さゆり氏（いずれも当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外取締役です。）で構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を選定し、本件第三者割当及び本件完全子会社化取引に関する意見を諮問し、2021年3月19日付で、以下のとおりの意見をいただきました。

（本第三者委員会の意見の概要）

1 結論

本件第三者割当には必要性及び相当性が認められ、また、本件完全子会社化取引は当社の少数株主にとって不利益とは認められない。

2 意見の理由及び検討内容

a. 資金調達の必要性

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う海外渡航制限と緊急事態宣言発出により、貴社の足元の財務状況は急激に悪化し、2020年12月期の貴社グループの業績は、売上高19,678百万円（前年同一期間比61.1%減）、営業損失10,983百万円（前年同一期間営業利益629百万円）、経常損失11,075百万円（前年同一期間経常利益886百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失11,738百万円（前年同一期間親会社株主に帰属する当期純利益208百万円）となり、連結純資産については、2019年12月期末より12,002百万円減少し、863百万円の債務超過となった。また、2021年初頭の二度目の緊急事態宣言発出により、2021年1月から2月にかけての貴社の売上げはさらに悪化し、当該2か月間の経営成績は売上高1,869百万円、営業損失2,578百万円、当期純損失2,305百万円となり、2021年2月末現在の現預金残高は6,094百万円、連結純資産については3,060百万円の債務超過となった（いずれも未監査の貴社試算値）。

こうした2021年に入って以降の売上げ実績も踏まえた現在の貴社見通しによれば、今後の現預金残高の推移は、貴社の業務継続に必要とされる30億円乃至40億円の水準を2021年6月から9月の間に下回る見込みである。また、将来期間損失の計上が継続することにより、債務超過額も大幅に拡大することが見込まれている。

貴社は、2020年12月期において、自社保有資産売却による手元流動性の確保（2020年12月期実績：2,315百万円の固定資産売却による収入）や不要不急の設備投資、新規投資の凍結を進めた。また、グループ全体でコストの見直しを行い、役員報酬の減額をはじめとした賞与等の人件費の抑制、賃借料の減額交渉、外部委託コストの抑制、出張の原則禁止や広告宣伝費の抑制など、全ての費用の見直しと削減対策を実施し、販売費及び一般管理費合計（臨時休業等による損失の特別損失振替前）は、前年同一期間と比べ7,929百万円の減少となっている。加えて、海外渡航制限の解除時期や航空路線の正常化の見通しが不透明であることから、リゾート婚礼事業の悪化した経営環境が一定期間続くことを想定し、運営効率化や固定費削減を図るべく、一部のリゾート挙式販売店並びに海外リゾート挙式実施施設及び営業拠点の閉鎖・休眠・譲渡を行い、拠点数を2019年12月との比較で30拠点減少させ、これらに伴う人員構成の最適化として、国内外の拠点での一時帰休、希望退職を実施した。このような手元流動性の確保・コスト削減に向けた施策に加え、リゾート挙式事業においては、オンライン販売の強化、接客ツールのWEB化、デジタルを活用した現地オペレーション機能の効率化などの収益確保と顧客利便性のためのデジタル化を推進し

た他、ホテル・国内挙式事業では、各地域性に合わせたコミュニケーション戦略や、施設特徴を活かしたブランド戦略を推進する等、売上げの向上に向けた施策も進めてきた。

このように貴社は既に実施可能な経営安定化に資する財務政策を講じてきており、今後、さらに追加的な施策を講じる余地は乏しいと考えられる。

このような中、手元の現預金残高（2021年2月末現在6,094百万円（貴社試算値））に照らし、2021年3月末日に弁済期限が到来する借入金合計11,300百万円について、約定通りに弁済することが困難であり、取引金融機関には支援を求めているものの、何らかの資本政策を講じることなくして当該借入金の返済の猶予を受けられる目途も立っていない。

2021年2月15日付「2020年12月期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「2020年12月期決算短信」という。）において2020年12月末現在の連結債務超過を公表した後は、顧客から貴社の信用悪化を懸念する声を実際に多数寄せられている。前受金を預かる形で一般消費者を顧客とし、一生に一度の慶事を催行するという事業を展開している貴社にとって、債務超過の状態では事業を継続することは極めて困難であり、現に、当該債務超過公表後、予約数の減少やキャンセル等も発生しており、前述のとおり売上げへの悪影響が顕在化している状況にある。

このような状況に照らし、貴社は、貴社の事業継続を可能にするため、2021年3月19日付で開示予定のプレスリリース「第三者割当による新株式発行及び定款の一部変更、株式併合及び単元株式数の定めの変更並びに親会社、主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動についてのお知らせ」（最終ドラフト）「Ⅱ. 第三者割当による新株式発行 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2） 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」記載のとおり、本件第三者割当てで調達する総額20億円の資金を、新型コロナウイルス感染症の収束時期が予測困難であり、当社の業績の回復・改善には一定期間を要するものと考えられる中で、当面の賃料・人件費等、事業推進にかかる運転資金に充当することを予定している。

これらの状況に鑑みると、貴社は一刻も早い資本性の資金調達が必要不可欠であると考えられる。

したがって、本件第三者割当による資金調達の必要性が認められる。

b. 手段の相当性

上記の貴社の資金調達の必要性を踏まえれば、資金手法の選択にあたっては、貴社が希望する時間軸での必要金額の調達が確実に見込まれることが最も重要な考慮要素となる。この点、例えば、債務超過に陥り、「継続企業の前提に関する注記」が付されている状況において証券会社による引受けを伴う公募増資の実施はそもそも困難である。また、新株予約権の発行やライツオフリング・株主割当といった調達額に不確実性を伴う手法は貴社の資金調達に必要性に照らし適切ではない。さらに、前述のとおり既に売却可能な固定資産を売却し、担保余力に欠き、債務超過の状況にある貴社において負債性の資金調達は採用可能性がなく、現在直面している状況の解決策にもならない。

したがって、一定額を確実に調達できる第三者割当による資本性の資金調達が、貴社が利用できる最も合理的な手段であるといえる。この点、例えば、無議決権の転換型優先株式による資本性の資金調達については、即時の大規模な希薄化を防止できるという点で既存株主にメリットのある手法ではあるが、後述するとおり、本件における割当予定先の選定過程において、これを具体的に提案したスポンサー候補は存在しなかった。したがって、本件第三者割当において、普通株式の発行という手法を採用することには相当性がある。

ここで、本件第三者割当は大幅なディスカウント及び大規模な希薄化、並びに、本株式併合を通じた本件完全子会社化取引による既存株主のスクイーズアウトが伴い、既存株主に与える影響が極めて大きいところ、他の手段の利用可能性がないかが問題となる。

この点、2020年12月末現在で債務超過に陥っており、前述のとおり、今後も先の見えないコロナ禍の影響で急速に債務超過額が拡大し、手元現預金が枯渇していくことが予想される中で、担保余力のない貴社において追加の借入れの余地はないといえる。また、返済猶予によって債務超過を放置することは、信用不安による売上げへの影響が顕在化している状況に対する抜本的な解決にはならない。加えて、取引金融機関との協議の中では、何らかの資本政策を講じることなくして、2021年3月末に弁済期限を迎える約113億円の借入れについて取引金融機関から返済の猶予を受けられる目途は立っていない。貴社は、取引金融機関による代替支援策として、①当面の資金繰り維持のためのコミットメントラインによる金融支援、②債務超過解消のための資本金の支援及び③財務状況悪化時の追加支援から構成される支援パッケージについて全取引金融機関の同意を得られる見通しがあるか否かの検討を取引金融機関に依頼した。しかし、追加損失の発生可能性や資金繰り支援に伴うさらなるリスク拡大を理由に、当該代替支援策については応諾できないという意向が一部取引金融機関からすでに示されており、全取引金融機関の同意を得る余地がないことが判明している。このように取引金融機関からの代替支援を期待できる状況にはない。

次に、他のスポンサー支援者からの支援を得る可能性について、貴社は、通期末で債務超過となる旨の決算発表となることが見込まれた2021年2月15日の時点で資本性の資金調達の目処が立った旨の最終合意及び開示ができるよう、2020年11月から、総額50億円規模の第三者割当による増資に関する提案を募るべ

く、貴社フィナンシャルアドバイザーを通じて、合計48社の候補先への打診を開始した。しかしながら、かかるスポンサー選定の過程においては、新型コロナウイルス感染症の影響でスポンサー支援を行う財務的余力がない、スポンサー自身の財政状態も厳しい、損失がどこまで膨らむか不透明等の理由でそもそも検討自体できないとの回答が多数であった。また、2021年に入り首都圏を中心に緊急事態宣言が再発出されるなど、コロナ禍の影響が再び悪化したことを受けて、複数の候補者からコロナ禍のリスクをより大きく見込んだ事業計画の再提出を求められる等した結果、法的拘束力ある提案（バイディングオファー）の提出期限が当初想定よりも遅れ、最終契約も2021年2月15日の通期決算発表のタイミングには間に合わないことが確実となった。そのような中、2021年2月上旬に割当予定先のみから法的拘束力ある提案（バイディングオファー）を受領したのに加え、他に3社から法的拘束力のない提案（ノンバイディングオファー）を受領した。

かかる状況の下、2021年2月上旬に割当予定先から受領したバイディングオファーは、①総額20億円・1株当たり払込金額140円による普通株式の引受け、②増資引受後の株式併合による割当予定先以外の既存株主のスクイーズアウト（株式併合に伴う端数処理手続において既存株主の保有する貴社株式1株当たり140円の金銭を交付）、③取引金融機関に対する相当額の債務免除の要請、④本件完全子会社化取引後における債務免除後の残債への連帯保証や貴社の資金需要に対する資金繰り支援を、法的拘束力のあ

る形で提案するものであった。一方、他の3社から提出されたノンバイディングオファーは、具体的な経済条件の提案がない、又は、ノンバイディングオファーの段階で既に大幅な債務免除要請が前提とされる、新型コロナウイルス感染症による貴社業績の下振れリスクに対する手当てがない、候補者単独では成り立たない提案である、法的拘束を伴う提案でなく、かかる提案までに追加のデューデリジェンス期間が必要であるといった点で割当予定先からのバイディングオファーに劣後していた。

これに対し、割当予定先のバイディングオファーは、本株式併合による既存株主のスクイーズアウトや取引金融機関への相当額の債務免除要請が条件とされていたものの、本件完全子会社化取引後における債務免除後の残債への連帯保証や貴社の資金需要に対する資金繰り支援といった下振れリスクへの具体的かつ確実な手当てが伴う点で優れた提案であった。

また、当委員会が実施した割当予定先に対するヒアリングにおいて、割当予定先は同社グループにおいてホテル、ホスピタリティ事業を中核事業と捉えており、貴社のウェディング事業と割当予定先のホスピタリティ事業の国内外を通じた親和性が高さを生かして、両社の提携により新たなプロダクトやサービスを提供できると考えているとのことであった。加えて、過去にもホテル、ホスピタリティ事業の買収・再生の経験を有し、事業価値向上を果たした実績もあるとの回答が得られている。

このように、割当予定先の提案内容及び実績に照らし、割当予定先が提出したバイディングオファーに記載されたものが貴社が唯一とりうる、かつ、最善の手段であったと評価できる。

したがって、本件第三者割当の手段によることには相当性がある。

c. 発行条件の相当性

（払込金額及びスクイーズアウト価格について）

本件第三者割当の1株当たり払込金額40円（以下「本払込金額」という。）は、本件第三者割当に係る取締役会決議日（以下「本取締役会決議日」という。）の直前営業日である2021年3月18日の東京証券取引所における貴社株式の終値（以下「終値」という。）407円に対しては、90.2%のディスカウント、本取締役会決議日の直前1ヶ月間（2021年2月19日から2021年3月18日まで）の終値の平均値である375円（円未満四捨五入）に対しては89.3%のディスカウント、同直前3ヶ月間（2020年12月19日から2021年3月18日まで）の終値の平均値である317円（円未満四捨五入）に対しては87.4%のディスカウント、同直前6ヶ月間（2020年9月19日から2021年3月18日まで）の終値の平均値である307円（円未満四捨五入）に対しては87.0%のディスカウントとなる。また、本株式併合に伴う端数処理手続において既存株主の保有する貴社株式1株当たり180円の金銭の対価（以下「本スクイーズアウト価格」という。）が交付される予定であるところ、本スクイーズアウト価格は、本取締役会決議日の直前営業日である2021年3月18日の終値407円に対しては、55.8%のディスカウント、本取締役会決議日の直前1ヶ月間の終値の平均値である375円に対しては52.0%のディスカウント、同直前3ヶ月間の終値の平均値である317円に対しては43.2%のディスカウント、同直前6ヶ月間の終値の平均値である307円に対しては41.4%のディスカウントとなる。

このように本払込金額及び本スクイーズアウト価格はいずれも貴社株式の市場株価に照らして大幅なディスカウントとなるため、本件第三者割当の発行条件及び本株式併合の条件の相当性が問題となる。

この点、上記のとおり、割当予定先から受領したバイディングオファーにおいては、当初、払込金額総額20億円、1株当たり払込金額140円、スクイーズアウト価格140円との提案を受領した。その際、新型コロナウイルス感染症の影響の不確実性を考慮し、貴社の今後の財務状態がさらに悪化する可能性を踏まえ、スポンサー支援の条件として、取引金融機関から相当額の債務免除等の同意を得ることが前提とされていた。かかる提案を受けて、貴社は、割当予定先に対して、割当予定先が支払う払込金額及びスクイ

ズアウト対価の総額の増加の余地を確認したところ、割当予定先からは、債務免除額を増加させない限り、かかる払込金額及びスクイーズアウト対価の総額の増加する余地はないとの明確な回答が示された。

一方で、既に債務超過の状況にある貴社が、かかるスポンサー支援の条件である債務免除等について取引金融機関からの同意を得るためには、取引金融機関の意向を踏まえ、株主責任を明確化することが必要不可欠であった。具体的には、取引金融機関からは、債務免除を必要とする状況においては、既存株主に支払われる対価は備忘価格であるべきとの強い意向が繰り返し示された。

このような割当予定先及び取引金融機関双方の意向を踏まえ、貴社は、取引金融機関から債務免除等への同意を得つつ、少数株主に支払う金額を可及的に最大化するため、貴社大株主に対して、保有株式の一部について無償譲渡に応じるよう要望し、貴社大株主との協議を行った。かかる協議の結果、貴社大株主の保有株式のうち180分の140に相当する数の株式を本株式併合に先立ち貴社に無償で譲渡するとの条件で、当社、割当予定先及び貴社大株主との間で合意に至った。（かかる無償譲渡により、貴社大株主が本件完全子会社化取引を通じて受領する対価は、本件公表前に貴社大株主が保有する当社株式1株当たり40円となる。）

このような経緯を経て、割当予定先、取引金融機関及び大株主の真摯な協議を踏まえ、本件第三者割当については払込金額の総額20億円、1株当たり払込金額40円、本スクイーズアウト価格180円、貴社大株主による180分の140に相当する数の保有株式の無償譲渡との条件で割当予定先及び貴社大株主との合意に至り、2021年3月19日付で割当予定先との間で本出資契約を、同日付で割当予定先及び各貴社大株主との間で本大株主合意を締結する予定である。

これにより、少数株主に支払われる本スクイーズアウト価格は、本件第三者割当の1株当たり払込金額40円に350%のプレミアムを付した180円、当初の割当予定先からの提案対比で40円増となった。

貴社は、上記の経緯を経て本払込金額及び本スクイーズアウト価格を決定するに当たっては、貴社及び割当予定先の関連当事者に該当せず、本件第三者割当に関して重要な利害関係を有していない株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」という。）から、貴社株式の価値に係る本株式価値算定書を取得している。

一般的に価値算定の手法には、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」という。）があるところ、本株式価値算定書において価値算定機関からは、DCF法を採用した貴社株式の価値算定結果として1株当たり0円～44円との評価を得ている（以下「本価値算定結果」という。）。

ここで、本株式価値算定書においては、市場株価平均法が用いられていないところ、その理由としては、貴社の2020年12月期決算短信では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を現時点では合理的に算定することが困難であるとして2021年12月期の連結業績予想が公表されていないため、本件取引が実施されない場合に想定される重要な影響が十分に市場価格に反映されていない可能性があることや、2021年3月10日以降、必ずしも貴社の経営状況に関係しない事由により株価が乱高下しており、貴社の企業価値と乖離した価格形成がなされている可能性があること、本件第三者割当及び本件完全子会社化取引の公表に伴い開示される情報のうち本価値算定結果の算定基準日（2021年3月19日）までの市場価格に反映されていない情報が価格形成に相当程度の影響を与える可能性があること等を勘案し、市場株価平均法は貴社の株式価値の算定に当たって適切な手法でないと説明されている。

また、本価値算定結果においては、類似会社比較法が用いられていないところ、その理由としては、これは当該手法において一般的に使用される基準財務指標である利益・純資産・EBITDA等の数値が貴社においては直近でいずれも負の値となっており、適切に類似会社比較法を適用することが困難であり、類似会社比較法は貴社の株式価値の算定に当たって適切な手法でないと説明されている。

一方、本価値算定結果において採用されているDCF法は、事業の将来のキャッシュフロー（収益力）に基づく算定方法であり、事業継続を前提とした場合の価値算定を行う上で適切な手法の一つであると考えられており、本価値算定結果では、貴社が価値算定機関に提供した事業計画等を検討し、算定基準日時点での当該事業計画を前提とした将来のキャッシュフローに基づき、DCF法による株式の価値が算定されている。

ここで、上記の価値算定機関が採用した価値算定手法の妥当性についてみると、2020年12月期決算短信において、2021年12月期の連結業績予想が公表されておらず、本件取引が実施されない場合に想定される重要な影響が十分に市場価格に反映されていない可能性があること、2021年3月10日以降、必ずしも貴社の経営状況に関係しない事由により株価が乱高下しており、貴社の企業価値と乖離した価格形成がなされている可能性があること、本件公表に伴い開示される情報のうち本価値算定結果の算定基準日までの市場価格に反映されていない情報が価格形成に相当程度の影響を与える可能性があることといった事情は、いずれも貴社をとりまく現在の状況に合致しており、市場株価平均法を用いないとするこれらの理由に特段不合理な点はないと考えられる。また、貴社の利益・純資産・EBITDA等の数値がいずれも負の値となっており、適切に類似会社比較法を適用することが困難であるという理由にも特段不合理な点はないと考えられる。したがって、本価値算定結果において、価値算定機関が市場株価平均法及び類似会社比較法を採用しないという判断に、特段不合理な点はないと考えられる。

一方、価値算定機関がDCF法を適用するに当たって前提とした貴社事業計画は、貴社フィナンシャルアドバイザーの助言を得て貴社により作成された2021年12月期から2023年12月期の中期計画を使用しているところ、当該計画は、直近の新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、貴社のリゾート挙式事業の再開の目安として2022年1月の海外渡航制限解除を前提とし、二度に亘る緊急事態宣言の発出による影響額の見積もりと2020年12月期決算短信における債務超過公表後の貴社の売上げの傾向を反映したものとして作成されており、その前提等に特段不合理な点はないと考えられる。

以上を踏まえ、貴社事業計画を前提にDCF法を採用とした価値算定機関による本価値算定結果にも特段不合理な点はないと考えられる。

さらに貴社は、価値算定機関から本払込金額及び本スクイーズアウト価格は、それぞれ、貴社及び割当予定先を除く貴社株主にとって、財務的見地から妥当である旨のフェアネス・オピニオンも受領している。

すなわち、本払込金額である40円は、上記の価値算定結果の評価額の範囲内にあり、かつ、価値算定機関から財務的見地から妥当である旨の意見を得ている。また、本スクイーズアウト価格である180円は、上記の価値算定結果の評価額の上限44円を136円上回り、かつ、本払込金額に350%のプレミアムを乗じた金額となっており、かつ、価値算定機関から財務的見地から妥当である旨の意見を得ている。

したがって、上記の交渉経緯を経て決定され、価値算定機関による評価額の範囲内にある本払込金額、及び、かかる本払込金額に350%のプレミアムを付した本スクイーズアウト価格はいずれも公正かつ妥当であると考えられる。

なお、本株式価値算定書において採用されたDCF法に関し、価値算定機関からは「対象会社の事業が計画期間終了後も継続することを前提とした場合の株式価値を算定しており、金融機関からのバックアップが得られない等の要因により、計画期間中あるいは計画期間終了後に事業の継続が困難になる状況は想定されておりません。この点について、このような事業継続が困難になる状況を想定した場合には、本算定書におけるDCF法による算定結果よりも低い株式価値が算定される可能性があります。」との見解が本株式価値算定書において示されている。上記「a. 資金調達必要性」で述べた、貴社の手元の現預金残高の見通し、借入金の状況や、2020年12月期決算短信での債務超過公表後の売上げへの影響等を考慮したとき、本件第三者割当及び本件完全子会社化取引を実施できない場合には、計画期間中に事業継続が困難になる状況に陥る可能性は否定できず、その場合は、貴社の株式価値は上記のDCF法による価値算定結果で示された値を下回ることになる。この点に照らしても、本払込金額及び本スクイーズアウト価格はいずれも公正かつ妥当であると考えられる。

（希薄化について）

上記のとおり、貴社は、一刻も早い資本性の資金調達により債務超過を解消し、信用悪化を食い止めるとともに、売上げが減少する中で運転資金を確保し、事業を継続することが必要不可欠である。上記「a. 資金調達必要性」で述べた今後の資金繰り見通しを踏まえたとき、割当予定先から調達する払込金額総額20億円は貴社の事業継続を可能にするための運転資金として必要な規模である。

上記の通り、公正かつ妥当であると評価される本払込金額40円を前提にすると、504.57%もの大規模な希薄が生じるものの、上記の本件第三者割当の目的・意義や他に貴社が採りうる手段がないことに照らすと、かかる大規模な希薄化を伴うことにはなお相当性がある。

したがって、本件第三者割当の発行条件には相当性がある。

d. 割当予定先による当社の完全子会社化及び当社株式の上場廃止

上記「a. 資金調達必要性」で述べたとおり、現在の取引金融機関との協議の中では、何らかの資本政策を講じることなくして、2021年3月末に弁済期限を迎える約113億円の借入れについて取引金融機関から返済の猶予を受けられる目途は立っておらず、割当予定先による本件完全子会社化取引を通じたスポンサー支援を受けられない場合、早期に資金繰りはショートし、事業運営の継続が困難になる可能性がある。このような状況下において、貴社の完全子会社化及び貴社株式の上場廃止との方策は、上記のスポンサー選定の過程において唯一具体性かつ法的拘束力を持って提出された割当予定先の提案内容に含まれていたものである。

2021年2月初旬に割当予定先からの提案を受けて以降、貴社は、貴社株式の上場を維持した形でのスポンサー支援の可能性について割当予定先と繰り返し協議を行ったものの、かかる協議の中では、新型コロナウイルス感染症の流行に起因する未曾有の予測困難な経済、社会環境の中、ポストコロナを見据えた抜本的な事業変革を行うにおいては、短期的な業績や株主還元にとらわれることなく、貴社を非公開化し、迅速な意思決定を可能にすることが必要不可欠であるとの割当予定先の意向が示された。

かかる協議も踏まえた上で、貴社としても、上場を維持した上で大規模な増資では、貴社既存株主の保有株式は大幅に希薄化されるのみであり、新型コロナウイルス感染症の影響が当面の間継続することが見込まれ、今後も多額の損失計上が続くことが予想される状況において、貴社が上場を維持したまま、少数株主をさらなるリスクにさらすことは適切ではなく、株式価値が毀損する前に、貴社の少数株主に対して合理的な対価を支払った上で、貴社を非公開化することが少数株主の利益にも資すると判断して

いる。また、上記のスポンサー選定の経緯に照らし、新型コロナウイルス感染症の影響が不透明な環境下において、貴社の資金繰り見通しに照らし、割当予定先以外の支援者が時機にかなった形で見つかる保証はないと考えられる点も踏まえると、かかる貴社の判断には合理性が認められる。

本件第三者割当及び本件完全子会社化取引の実施に当たり、取引金融機関に対して相当額の債務免除の合意等を要請する中で、貴社の現在及び将来のキャッシュ・フローや足下の資金繰りの状況や新型コロナウイルス感染症に起因する不確実性を踏まえると、上記の本価値算定結果にも表れているとおり、貴社の実勢の株式価値は市場価格に比して著しく低いと考えられる。したがって、この段階で、既存株主に対して上記の通り公正かつ妥当と認められる本スクイーズアウト対価を支払うことは、少数株主に対しても合理的な救済策となると考えられる。

したがって、本件完全子会社化取引は貴社の少数株主にとって不利益とは認められない。

③ 当社における特別の利害関係のない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

本日開催の取締役会においては、特別の利害関係のない取締役6名が出席し、その全会一致により上記決議を行っております。なお、取締役 渡部秀敏は、本件完全子会社化取引の対象となる株式会社寿泉の役員を兼務しており、取締役 小岸弘和は、本件完全子会社化取引の対象となる株式会社ディアーズ・ブレインの役員を兼務しており、取締役 梶原健司、取締役 石田晃一及び取締役 高橋哲也は、本件完全子会社化取引の対象となる株式会社千趣会の役員を兼務しており、それぞれ特別利害関係取締役に該当するため、当該取締役会を欠席しております。また、当該取締役会には、監査役4名（4名とも社外監査役）全員が出席し、いずれも、上記決議に異議はない旨の意見を述べております。

(4) 本株式併合がその効力を生ずる日

本件第三者割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、2021年5月27日開催予定の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議において、本事業再生計画案が本事業再生ADR手続の本対象債権者の合意により成立すること、及び本臨時株主総会における付議議案の承認（また、本件第三者割当のうち、本新株式のうち400,000株については、上記に加えて、当該株式の発行に必要となる当社の発行可能株式総数の増加に係る定款の一部変更の効力発生）を条件としています。なお、本臨時株主総会による決議は、会社法第206条の2第4項の定める株主総会決議による承認を兼ねるものであります。

また、本株式併合は、本件完全子会社化取引の一部として、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件に実施されるものであるため、2021年3月19日開催の当社取締役会では、本株式併合に関して、以下のとおり、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行される時点に応じて、複数の効力発生日（以下「本株式併合効力発生日」といいます。）を定める旨の議案を本臨時株主総会に付議することを決議しております。

なお、上記にかかわらず、当社が割当予定先と2021年3月19日付で締結した出資契約において、割当予定先との間では、原則として、2021年5月31日に払込みを行うことを合意しています。

- a. 2021年6月10日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2021年6月30日とする。
- b. 2021年6月11日以降、2021年7月10日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2021年7月31日とする。
- c. 2021年7月11日以降、2021年8月10日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2021年8月31日とする。
- d. 2021年8月11日以降、2021年8月31日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2021年9月30日とする。

3. 最近の業績の概要

第57期事業年度（2020年1月1日から2021年12月31日まで）の業績の概要

2021年2月15日開催の取締役会で承認され、2021年2月15日に公表した第57期連結会計年度（2020年1月1日から2021年12月31日まで）の連結財務諸表は以下のとおりです。

ただし、この連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成した金融商品取引法の規定により提出される連結財務諸表ではなく、また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了していないので、監査報告書は受領しておりません。

連結財務諸表及び主な注記

（1）連結貸借対照表

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,618	9,193
売掛金	1,671	726
商品	207	232
仕掛品	16	16
原材料及び貯蔵品	492	433
その他	1,838	2,606
貸倒引当金	△17	△23
流動資産合計	8,828	13,185
固定資産		
有形固定資産		
貸衣裳	770	726
減価償却累計額	△633	△627
貸衣裳（純額）	137	99
建物及び構築物	14,042	12,643
減価償却累計額	△8,027	△7,882
建物及び構築物（純額）	6,015	4,761
土地	1,675	1,463
その他	6,190	5,892
減価償却累計額	△4,152	△4,505
その他（純額）	2,038	1,386
有形固定資産合計	9,866	7,710
無形固定資産		
のれん	628	478
その他	1,360	1,460
無形固定資産合計	1,989	1,939
投資その他の資産		
繰延税金資産	593	—
差入保証金	2,744	2,725
その他	1,069	447
貸倒引当金	△4	△4
投資その他の資産合計	4,403	3,168
固定資産合計	16,259	12,817
資産合計	25,087	26,003

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年12月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,002	805
短期借入金	1,200	17,800
1年内返済予定の長期借入金	400	400
未払金	1,656	1,658
未払法人税等	96	72
前受金	2,963	2,036
賞与引当金	417	253
役員賞与引当金	30	—
その他	1,682	1,308
流動負債合計	10,450	24,334
固定負債		
長期借入金	700	349
再評価に係る繰延税金負債	5	—
退職給付に係る負債	1,328	151
資産除去債務	872	858
その他	592	1,173
固定負債合計	3,498	2,532
負債合計	13,948	26,867
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,176	4,176
資本剰余金	4,047	4,047
利益剰余金	3,346	△9,039
自己株式	△0	△0
株主資本合計	11,569	△816
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	26	19
繰延ヘッジ損益	24	△42
土地再評価差額金	△681	△112
為替換算調整勘定	184	87
退職給付に係る調整累計額	9	—
その他の包括利益累計額合計	△436	△48
非支配株主持分	5	0
純資産合計	11,138	△863
負債純資産合計	25,087	26,003

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上高	39,049	19,678
売上原価	12,781	6,709
売上総利益	26,268	12,968
販売費及び一般管理費		
給料手当及び賞与	8,722	8,555
賞与引当金繰入額	527	115
役員賞与引当金繰入額	30	—
退職給付費用	141	234
賃借料	3,747	4,341
その他	11,940	10,705
販売費及び一般管理費合計	25,109	23,951
営業利益又は営業損失（△）	1,159	△10,983
営業外収益		
為替差益	130	—
その他	98	136
営業外収益合計	228	136
営業外費用		
支払利息	8	68
持分法による投資損失	7	11
為替差損	—	133
その他	13	16
営業外費用合計	29	229
経常利益又は経常損失（△）	1,358	△11,075
特別利益		
助成金収入	—	2,300
固定資産売却益	4	858
その他	0	82
特別利益合計	4	3,240
特別損失		
臨時休業等による損失	—	1,657
減損損失	223	555
施設店舗整理損	11	470
退職給付制度移行損失	92	—
その他	57	506
特別損失合計	384	3,189
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失（△）	977	△11,025
法人税、住民税及び事業税	192	75
法人税等調整額	86	642
法人税等合計	279	717
当期純利益又は当期純損失（△）	698	△11,742
非支配株主に帰属する当期純損失（△）	△7	△4
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	705	△11,738

(連結包括利益計算書)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
当期純利益又は当期純損失 (△)	698	△11,742
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2	△6
繰延ヘッジ損益	14	△66
為替換算調整勘定	△230	△96
退職給付に係る調整額	77	△9
持分法適用会社に対する持分相当額	△0	△1
その他の包括利益合計	△136	△180
包括利益	561	△11,923
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	568	△11,918
非支配株主に係る包括利益	△7	△5

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2019年12月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,176	4,051	2,735	△0	10,962
当期変動額					
剰余金の配当			△49		△49
親会社株主に帰属する 当期純利益			705		705
土地再評価差額金の取崩			△92		△92
連結子会社の決算期変更に伴う増減			47		47
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△3			△3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△3	610	—	607
当期末残高	4,176	4,047	3,346	△0	11,569

	その他の包括利益累計額						非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算調 整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	23	10	△773	416	△68	△392	7	10,577
当期変動額								
剰余金の配当								△49
親会社株主に帰属する 当期純利益								705
土地再評価差額金の取崩								△92
連結子会社の決算期変更に伴う増減								47
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動								△3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2	14	92	△231	77	△44	△1	△45
当期変動額合計	2	14	92	△231	77	△44	△1	561
当期末残高	26	24	△681	184	9	△436	5	11,138

当連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,176	4,047	3,346	△0	11,569
当期変動額					
剰余金の配当			△79		△79
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）			△11,738		△11,738
土地再評価差額金の取崩			△568		△568
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	△12,385	－	△12,385
当期末残高	4,176	4,047	△9,039	△0	△816

	その他の包括利益累計額						非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算調 整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	26	24	△681	184	9	△436	5	11,138
当期変動額								
剰余金の配当								△79
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）								△11,738
土地再評価差額金の取崩								△568
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△6	△66	568	△97	△9	388	△5	383
当期変動額合計	△6	△66	568	△97	△9	388	△5	△12,002
当期末残高	19	△42	△112	87	－	△48	0	△863

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	977	△11,025
減価償却費	1,310	1,689
のれん償却額	52	53
減損損失	223	555
施設店舗整理損	11	470
有形固定資産売却損益(△は益)	△4	△807
賞与引当金の増減額(△は減少)	△359	△192
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	124	△1,186
受取利息及び受取配当金	△8	△8
支払利息	8	68
為替差損益(△は益)	△159	31
売上債権の増減額(△は増加)	2	943
未収入金の増減額(△は増加)	29	△1,262
たな卸資産の増減額(△は増加)	△97	23
前払費用の増減額(△は増加)	△26	163
仕入債務の増減額(△は減少)	10	△1,186
未払金の増減額(△は減少)	33	88
長期未払金の増減額(△は減少)	△5	741
前受金の増減額(△は減少)	△284	△913
その他	398	93
小計	2,238	△11,661
利息及び配当金の受取額	8	8
利息の支払額	△8	△59
法人税等の支払額	△429	△186
法人税等の還付額	26	124
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,835	△11,774
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,485	△1,304
有形固定資産の売却による収入	37	2,315
無形固定資産の取得による支出	△554	△448
差入保証金の差入による支出	△64	△122
差入保証金の回収による収入	15	129
その他	34	△36
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,017	533
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	400	16,600
長期借入れによる収入	—	51
長期借入金の返済による支出	△300	△400
配当金の支払額	△49	△79
その他	△151	△140
財務活動によるキャッシュ・フロー	△100	16,031
現金及び現金同等物に係る換算差額	△61	△216
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△344	4,574
現金及び現金同等物の期首残高	5,067	4,614
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△108	—
現金及び現金同等物の期末残高	4,614	9,188

（５）連結財務諸表に関する注記事項
（継続企業の前提に関する注記）

当社グループは、前連結会計年度（2019年12月期）においては堅実に利益を計上し、当連結会計年度（2020年12月期）開始直後は前年同期比を上回る営業収益で推移しておりました。しかし、2020年1月に発生し3月以降拡大した新型コロナウイルス感染症により、当社グループが展開する婚礼・宿泊・飲食・旅行等関連事業は直接悪影響を受け、営業収益は大幅に落ち込み、通期では10,983百万円の営業損失、11,075百万円の経常損失、11,738百万円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上することとなりました。その結果、当連結会計年度末において863百万円の債務超過となっております。

また、昨年末からは当該感染症が再拡大し、年明けの緊急事態宣言再発出に至り、海外への渡航制限の継続や、GO TOキャンペーンの中断、外出自粛要請などにより当社グループ事業への悪影響は長期化することが予測され、当社グループの2021年度以降の営業収益見通しも不透明な状況となっております。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると認識せざるをえない状況となっております。当社グループは、コロナ禍への迅速な対応とコロナ収束後の収益回復に備えるために「WATABE Sustainable Plan」を策定し、その諸施策を確実に実施しております。

１．資本増強と手元流動性の確保

当連結会計年度末において現金及び預金9,193百万円を保有しており、当面の事業継続するための十分な資金を有しております。以下施策の実施とコスト削減により事業運営・継続に必要な資金の確保を図ります。

（１）資本政策の検討

・事業収益構造改善と債務超過の早期解消による経営安定化を目的として、様々な資本政策について検討を進めております。

（２）金融機関からの支援継続

・主要取引銀行から、2020年4月には、通常の当座貸越契約の別枠として、新型コロナウイルス対策のための特別融資13,000百万円を受け、現在その残額は維持されております。また加えて2020年11月にはバックアップラインとしての資金確保を目的として、当座貸越契約（極度総額3,000百万円）を締結しております。

・引き続き主要取引銀行との良好な関係を維持し、支援を継続いただくための協議を行ってまいります。

（３）自社保有資産売却による手元流動性の確保

当連結会計年度中に売却により2,315百万円の固定資産売却による収入がありましたが、今後も自社保有資産の売却を進める予定です。

（４）新規投資の凍結

不要不急の設備投資、新規投資は凍結しております。

２．事業のダウンサイジング等によるコスト削減

コロナ禍顕在化時の緊急対策として一時的な支出の抑制策を実施し、その後事業構造とコスト構造の見直しを行いました。コロナ収束後でも見直し後の構造を維持することで、収益性向上を企図しております。

（１）徹底的なコスト削減

・グループ全体でコストの見直しを行い、大幅な削減を行っております。役員報酬の減額をはじめとした賞与等の人件費の抑制、賃借料の減額交渉、外部委託コストの抑制、出張の原則禁止や広告宣伝費の抑制など、全ての費用の見直しと削減対策を実施してまいりました。

・2021年度以降においても営業収益に見合ったコスト構造となるように、継続的なコスト削減と、状況に応じた追加施策を実施してまいります。

（２）事業拠点の閉鎖・譲渡及び人員構成の最適化

・海外渡航制限の解除時期や航空路線の正常化の見通しが不透明であることから、リゾート婚礼事業の悪化した経営環境が一定期間続くことを想定し、運営効率化や固定費削減を図るべく、一部のリゾート挙式販売店並びに海外リゾート挙式実施施設及び営業拠点の閉鎖・譲渡を行ない、選択と集中を実施しました。拠点数は2019年12月との比較で30拠点減少しております。また、これらに伴う人員構成の最適化として、国内外の拠点での一時帰休、希望退職を実施いたしました。

・コロナ収束後も、縮小した拠点や人員構成は維持継続することとしており、販売管理費合計での前年度比較では、更なる減額を見込んでおります。

3. ポストコロナを見据えた事業戦略の展開

リゾート挙式では、関連するあらゆるシーンにおいて、デジタル化の推進に取り組んでおります。オンライン販売の強化、接客ツールのWEB化、デジタルを活用した現地オペレーション機能の効率化など、収益確保と顧客利便性を追求し、ポストコロナに対応したサービス改革を進めております。

ホテル・国内挙式では、各地域性に合わせたコミュニケーション戦略を展開し、地元利用促進に努めると共に、ポストコロナにおける差別化を図るべく、施設特徴を活かしたブランド戦略を推進しております。

以上の対応策の実施により、事業面及び財務面での安定化を図り、当該状況の解消、改善に努めてまいります。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明であり、今後の営業収益及び財務に及ぼす影響の程度や期間について不確実性があること、また、これらの対応策は実施途上であることから、現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると認識しております。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

連結決算日現在、すべての国内子会社10社及び在外子会社17社を連結の対象としております。

主要な連結子会社の名称

ワタベ・ユーエスエーINC.

ワタベ・グアムINC.

ワタベウェディング・ベトナムCO., LTD.

華徳培婚礼用品（上海）有限公司

沖縄ワタベウェディング株式会社

株式会社目黒雅叙園

メルパルク株式会社

なお、当連結会計年度より、華徳培婚慶礼儀服務（上海）有限公司、迪詩股份有限公司及びワタベ・サイパンINC.は、清算終了したため、連結の範囲から除いております。また、ワタベ・オーストラリアPTY.LTD.は、全ての持分を譲渡したため、連結の範囲から除いております。

（追加情報）

（退職給付制度の変更）

当社及び一部の子会社は、2020年1月1日付で確定給付企業年金制度を確定拠出企業年金制度へ移行しました。移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 平成28年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 平成19年2月7日）を適用しております。

これに伴い、当連結会計年度において、「その他」として特別利益に77百万円を計上しております。

（新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り）

当社は、新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等について不確実性の高い事象であると考え、本件が当社グループの業績に与える影響については2021年秋口まで続くものとの仮定を置き、会計上の見積りを行っております。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度（第56期）	自 至	2019年4月1日 2019年12月31日	2020年3月30日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 （第57期第3四半期）	自 至	2020年7月1日 2020年9月30日	2020年11月13日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（E D I N E T）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A 4－1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年3月27日

ワタベウェディング株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

岩淵 貴史

印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

上田 博規

印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているワタベウェディング株式会社の2019年4月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワタベウェディング株式会社及び連結子会社の2019年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ワタベウェディング株式会社の2019年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、ワタベウェディング株式会社が2019年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年3月27日

ワタベウェディング株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

岩淵 貴史

印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

上田 博規

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているワタベウェディング株式会社の2019年4月1日から2019年12月31日までの第56期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワタベウェディング株式会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年11月13日

ワタベウェディング株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩淵 貴史	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上田 博規	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているワタベウェディング株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2020年7月1日から2020年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2020年1月1日から2020年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ワタベウェディング株式会社及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。